



チャッタ君



人型「風の訪問」



ヨッコラショワイングラス



KAO グラス



工房のたたずまいはこんなふう

第9回

北海道の真ん中で「ガラスはひょうきん」を実践する なかがわ あきら 中川 晃さん

北海道とガラス工芸といえば誰でもが連想するのは小樽ガラスだと思います。しかし「ちゃった工房」こと中川晃さんの工房は栗山町という町にあって、小樽からはずいぶん離れた内陸の地です。最近北海道のガラス工房は道内の全域に散らばって存在しているはずですから、栗山町だからといって珍しいというわけではありません。

栗山町は札幌市から約30 kmほど東に位置していて、北から反時計回りで、岩見沢市、江別市、北広島市、千歳市、そして東側に夕張市と境を接しています。気分的に、北海道の真ん中にいるみたいです。私は栗山町には行ったことはないですが、栗山に越す以前、江別市にあった時に一度訪ねています。壁にいっぱいいろんな写真が貼られていて、レゲエのような音楽が流れているとてもポップな雰囲気の工房であったような記憶が残っています（あくまで記憶なので、間違っているかもしれません）。

中川さんのガラス工芸のトレードマークともいべき作品は、「ガラスはひょうきん」というコンセプトを体現した「ちゃった君」のシリーズです。成形方法は、金属の管を通してガラスに息を吹き込んでふくらますブローイング（宙吹き）の技法を主体にしたものですが、身体の動きや顔の造作、髪の毛の

形など1点1点違って表情が生生きししています。フリーハンドの即興的な作りの特徴が遺憾なく発揮されているところは、この作者の至芸とも評せるでしょう。

もうひとつの「人型」シリーズは、ペースとメルヘンがないまぜになった、アダルトな雰囲気の作品です。ガラス工芸品として見ても、かなり技巧が凝らされた作品です。顔の表情や胴部の色の出し方にその特徴を見ることができます。

すりガラス調で光がこもったような色合いをベースにして、そこに微妙な陰翳がつけられています。これはサンドブラスターという機械でガラスの塊りを彫ったり削ったりしたあと磨いていくのですが、目の粗い砂から細かい耐水ペーパーまで数段階のメッシュを使い分けています。顔の表情が憂愁を帯びたとても人間的なものに感じられるのも、そのような彫りのテクニックの効果です。

それから実用性のある器のものでは、主としてガラス系のものにさまざまな表現が見られます。首の部分が人体になっている「ヨッコラショワイングラス」、ガラスの棒を溶かして人間の横顔を線描きしたロックグラス（KAOグラス）など、作者自前のポップな感覚にのせられて、思わずニヤリとさせられてしまうようなお楽しみグッズです。

技巧的にもけっこう凝っているんです。

土地家屋調査士 CONTENTS

NO.619
2008 August



表紙写真

「最後の雄姿」

第23回写真コンクール金賞
石沢 直行●静岡会

美の工房 工芸評論家●笹山 央

- 03 地理空間情報フォーラム2008 一拡がる測量の世界—
 - 06 社会保険労務士制度創設40周年記念 国際シンポジウムレポート
 - 09 グローカル・スタンダード
土地家屋調査士法第25条第2項—埼玉会からのレポート
法第25条第2項『地域慣習』資料の収集に携わって
 - 18 カダstral・スタディーズ
FIG 報告(1) 概要と総会
 - 22 世界遺産候補地
松島一貝塚群に見る縄文の原風景
 - 24 広報最前線／旭川会
 - 26 会長レポート
 - 30 中部ブロック協議会
各部情報交換会報告
 - 35 第23回写真コンクール開催
 - 39 平成21年度 明海大学不動産学部企業推薦入試のご案内
 - 40 サステナビリティ・シリーズ ～クラスタ活動の創造に向けて 先人に訊く④
鹿児島会 福島敏夫会員
 - 42 ネットワーク50
奈良会
 - 43 海外研修旅行 日本土地家屋調査士会連合会
第6回国際地籍シンポジウム(korea 2008)
 - 46 通知
「不動産登記規則等の一部を改正する省令」の公布・施行について
 - 50 土地家屋調査士名簿の登録関係
 - 51 ちょうさし俳壇
 - 52 なるほど ナットク 国民年金基金8
国民年金基金は税制上とても優遇されています!!
 - 54 土地境界基本実務V
「境界鑑定V (筆界の特定技法)」発刊のお知らせ
 - 56 会員の広場を利活用ください
 - 58 会務日誌
 - 59 ブロック新人研修開催公告 関東ブロック
 - 59 編集後記
- 巻末付録 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局
土地家屋調査士電子証明書発行等に係る手続について

地理空間情報フォーラム 2008

— 拡がる測量の世界 —

会期：2008年6月18日～20日

会場：パシフィコ横浜（横浜市西区）

主催 (社)日本測量協会
(中)日本測量機器工業会

(社)全国測量設計業協会連合会
(財)日本測量調査技術協会

昨年まで全国測量技術大会という名称で毎年開催されてきました測量技術展が、地理空間情報フォーラムと名前を一新し、「パシフィコ横浜」にて開催され、3日間でのべ2万人を超える来場者がありました。今年は「情報」・「衛星測位」といったキーワードのシンポジウム、研究発表会が多くありました。これは昨年8月に地理空間情報活用推進基本法の施行をうけてと思いますが、新しい測量の世界を感じとることができました。

日本土地家屋調査士会連合会の参画は18日の「表示登記制度研究発表会」と「新たな登記表題部情報整備—日本の地籍を語る—」と題したパネルディスカッション、開催期間中展示ホールでは兵庫県土地家屋調査士会・滋賀県土地家屋調査士会の協力による「超高密度コントロールポイント管理システムの構築 LPMS」の展示案内が行われました。

表示登記制度研究発表会

「地籍情報の生産現場—登記測量の視点から—」 来場者約370名

日本土地家屋調査士会連合会藤木広報部長が進行役を務めました。発表は一人6分間で趣旨説明を行い、その後別会場にて研究内容をポスターに掲示しながら話し合う、ポスターセッション形式の説明がありました。

続いて、日本土地家屋調査士会連合会松岡会長より挨拶がありました。発表の場を提供していただいた社団法人日本測量協会ほか関係者の皆様に感謝を述べられ、土地家屋調査士が新しい時代に即応した登記測量の在りよう、その目的とする不動産の表示に関する登記の課題と展望等々について語り合い、刺激しあってほしい。ポスターセッション、パネルディスカッション、技術展示の3部門が明日からの業務の発展に寄与することを期待していると述べられました。

発表内容

「土地境界情報管理組織を目指す基本戦略」

岐阜県土地家屋調査士会 今瀬 勉



工業生産社会から情報経済社会へ移行している中で土地家屋調査士の業態・組織をネットワークな視点でみると、どういったのが見えてくるか、そしてそれがどういった戦略に結びつくかを考察したい。外的な

業務環境では分散・不均一な状態であり、組織的には一人一人が孤立分立した階層的組織になっている。このような状況から理念を持った一つの連携型組織を作るべきである。

「高密度基準点の管理上の問題点と解決策〔都市再生街区基準点の実用場面から〕」

滋賀県土地家屋調査士会 上田 忠勝

現在直面している都市再生街区基準点の実用場面での問題点からネットワークの重要性を考えてみたい。例えば点情報を集めに行くことによる業務の煩雑化、時間の経過による現地情報の推移、一人一人の異なる作業



をどのように融合していくか、境界を地球規模の考え方で制御できるのかといった問題がある。解決策として共通参照システムの構築が必要であり、現在土地家屋調査士会間では地籍情報活用推進連絡協議会を設立し、法務局・自治体とは三者協議会を構築して、その運用のモデリングを模索している。

「NSDI 法が求める土地家屋調査士の新たな市場」

岐阜県土地家屋調査士会 小野 伸秋



土地家屋調査士が今まで作成してきたデータをどうしたら有効利用できるか、調査士のインセンティブが得られるかというところで事業提案を考えてみた。まず国民、企業、行政が求める不動産登記制度を市場の場面から

見てみると土地家屋情報センターの構築が必要になってくる。法務局だけでなく市区町村、国土地理院とネットワークで連携することにより、基準点や境界に関する情報管理サービス、地図情報に関する配信サービスを提供できるようになる。

「これからの地積測量図—求められるものと果たすべき役割—」

大阪土地家屋調査士会 神前 泰幸

地積測量図が不動産登記法の改正によってどのように変わっていかねばならないのかを見ていきたい。数センチの境界紛争が起こった場合、種々の補正が施された地積測量図に現地復元性が担保されるのかという



心配がある。これまでの機能を損なうことなく測量図を作成するためには基準点データを共有し、統一的に管理することが大事である。また、土地家屋調査士が作る登記基準点を増やすことも必要だ。基準点と筆界が近ければ現地復元性が担保されることにもなる。

「境界の管理と基準点の運用」

東京土地家屋調査士会 曾根 芳文



未知点（求点）に機器を設置し、複数の既知点を観測することで、既知点に対する相対位置から未知点の位置を求める、後方交会法を用いて基準点の精度を管理すると共に境界点も同精度で管理が可能になる。この場合、例えば交差点ごとに複数の位置参照点を設置し、準基準点群を形成して管理していく。この方法

を発展させていくことにより、基準点管理が困難な過密都市においても簡便かつ持続的に測量が可能になると考える。

「ミラーの向きによる観測距離の相違の考察」

長野県土地家屋調査士会 的場 秀樹



ミラーの向きで測定距離に差がでるのかどうかを検証してみた。検証内容として① TS に正対した状態のミラー中心と、正対していないミラー中心との距離の差と TS に正対していない状態のミラーの向きで TS の角度を最初のミラーが正対した角度に戻した時の距離の差② TS にミラーを正対した状態で TS を水平方向（鉛直角を固定）及び TS を鉛直方向（水平角 0° に固定）に視準位置をずらして測定した距離の差を約 5m、10m、20m の位置で測定した。

「地図と地理空間情報と土地家屋調査士」

東京土地家屋調査士会 三嶋 元志

現場の視点から見て、地図と地理空間情報をどのように有効利用していったらよいか考えてみたい。根拠不足等により筆界位置の推定ができず境界紛争が発生する恐れがある中で社会基盤整備事業が進められているが、数値データだけでは十分に担保できない。現実に存在する境界標の移動情報（いつ、どこで、誰が何の目的で、どの様に）を管理していくこと、1筆界点 1ID 主義的管理が必要だと思われる。



「筆界特定制度の現状と展望」

大分県土地家屋調査士会 宮嶋 泰



筆界特定制度の実施状況としては処理の遅れが問題になっている。登記実務における筆界認定と地籍整備、境界確定訴訟の歯車をうまく噛み合わせる役割を担うのがこの筆界特定制度であるということを見直す必要が

ある。と同時に制度の位置、効力を認識した上で運用を行う必要がある。

「北海道の公図と筆界の成立」

旭川土地家屋調査士会 山谷 正幸



明治4年、一部の者に所有権を認め、北海道の土地所有権制度が誕生した。明治22年、殖民区画制度を採用、明治29年「土地連絡図調製に関する実地調査規則」を制定し、地籍調査を開始した。この事業は昭和

41年まで続けられた。この「土地連絡（整理）図」は重要な公図であり、国有地の位置、形状、面積を調査決定して、土地整理と管理処分を确实容易にする目的で行われた。他にも北海道には様々な種類の公図が作製されている。

「ADRにおける専門家の役割」

大阪土地家屋調査士会 山脇 優子

大阪土地家屋調査士会は平成19年に「境界問題相談センターおおさか」についてADRの認証を受けた。そこでは大阪弁護士会と協同で運営をしている。内容は相談と調停に分けている。土地家屋調査士は調停員と



して専門的知見からアドバイスを行っている。さらに当事者の代理人として関与する「認定調査士」としての役割、調査・測量が必要になった場合には調査・測量又は鑑定実施員というスタンスもある。

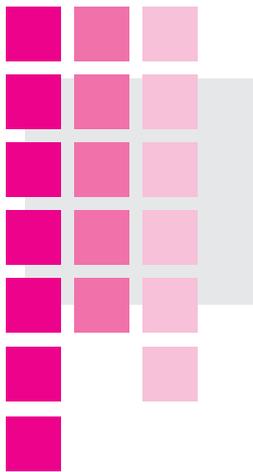
展示ホールでは、LPMS (Location Points Management System) 「超高密度コントロールポイント管理システムの構築」と題してシステムのデモンストレーションが行われ、約430名の見学者がありました。担当者の熱い説明にみなさん真剣に耳を傾けていました。

今回のイベントで感じたことは情報管理システムがいよいよ目に見える形になってきたということでした。個々の事務所が持っている情報=財産という時代ではなく、情報を共有し、利用できる環境の構築がこれからの調査士に求められているものであり、制度の発展につながるものだと感じました。シンポジウムや展示ブースでも地理空間情報の活用が多く取り上げられており、来年の開催が大いに期待されます。

なお、「表示登記制度研究発表会」の論文ダイジェスト、パネルディスカッション「新たな登記表題部情報整備—日本の地籍を語る—」の内容につきましては、次号以降に掲載予定です。



(取材：広報員 山本憲一)



社会保険労務士制度創設40周年記念 国際シンポジウムレポート

研究員 上田 忠勝

日 時 平成 20 年 6 月 30 日 (月) 12 : 30 ~ 17 : 00

場 所 国立京都国際会館 メインホール

主 催 全国社会保険労務士会連合会

プログラム

第 1 部 基調講演「グローバリズムの中で問われる中小企業の課題と展望」

講師 経済ジャーナリスト 財部誠一氏 (Mr.Seiichi Takarabe)

第 2 部 シンポジウム「東アジアにおける労働法制と人事労務管理の最新の動向」

総合コーディネーター 青山学院大学教授 藤川久昭氏 (Mr.Hisaaki Fujikawa)

ILO 事務局次長 カリ・タピオラ氏 (Mr.Kari Tapiola)

※ ILO : 国際労働機関 (International Labour Organization)

パネリスト 韓国外国語大学 (韓国・ソウル) 教授 李 鋌 氏 (Mr.Lee John)

弁護士 (台湾・台北) 劉 志鵬 氏 (Mr.Lui Zhipeng)

中国人民大学 (中国・北京) 教授 常 凱 氏 (Mr.Chang Kai)

チュラロンコーン大学 (タイ・バンコク) 名誉教授

ラエ・ディロックウィタヤラット氏 (Mr.Lae Dilokvidhyarat)

弁護士 (インドネシア・ジャカルタ) イク・ファリーダ氏 (Ms.Ike Farida)

制度制定 40 周年を記念して、全国社会保険労務士会連合会主催・国際シンポジウムが古都・京都において開催されました。今回は研究員としての取材ではありますが、土地家屋調査士というよりむしろ、一般市民としての関わりが深いテーマであると感じながら会場に向かいました。

冒頭、全国社会保険労務士会連合会会長・大槻哲也氏より挨拶があり、日本経済の変化における中小企業活動フレームワークの変革、特に、東アジアへの進出、地元経済との関連、現地における人材育成とそのことに伴う労使関係の複雑化、結果生じる社

会保険労務士の新たな役割・可能性などが説明されました。又、世界的に見て、日本の社会保険労務士制度と同様の制度は唯一、韓国における公認労務士制度だけであり、特にグローバル化された社会における、同資格者の果たすべき新たな役割を検討・模索することがシンポジウムの目的であるとされ、開会となりました。

会場には 2,000 人を超える来場者があり、内、全国から参加した社会保険労務士が約 1,500 名、学会、関連団体、一般の来場が概ね 500 名という内訳でありました。

第1部 基調講演

「グローバルizmの中で問われる中小企業の課題と展望」



経済ジャーナリスト 財部誠一氏

第1部基調講演、講師は報道番組・サンデープロジェクトなどに出演されている、財部誠一氏。講演では、東アジア、特にベトナム・中国の現状と日本企業進出の実態を解説、そのことから想定される日本経済の動向、企業精神のあり方、中小企業活動の重要性などが説明されていました。

講義はテレビなどで見られるよう、やや辛口で、テンポよく、大変おもしろい内容であったと思います。ベトナムでは、人口8,500万人の内、7割以上が30歳以下であること、更に発展を続ける中国の現状などの例から、東アジア諸国がかつての日本のような急激な経済成長を遂げていること、そのことによる、労使関係の複雑化、労働争議の増加などが社会問題となってきたこと、かつての日本の雇用の再評価、労務管理の普遍的価値の見直しが重要となっていることなど多数の問題提起がなされました。このような状況について一般的に考えれば、社会保険労務士にとって、日本又は世界における新たな役割とビジネスモデルが示されていると言えるのですが、氏はあえて「社会保険労務士の未来は決して明るくない」とし、ただ労務管理の技術を海外に売るという短絡な考えでなく、専門家にしかない視点で日本の国をどうしていくのか、他国の発展をどう助けていくのかという広い視野を持って資格者の能力を伸ばしていくべきであると結んでいました。国際的な広い視野で新たな局面を打開するのならば、専

門家としての新たな役割が生まれるが、そうではなく、これまでの既得権益から単に目の前の問題に当たるとは、むしろ専門家としての存在価値を失ってしまう…そのような評価であったと思われます。

第2部 シンポジウム

「東アジアにおける労働法制と人事労務管理の最新の動向」



青山学院大学 藤川久昭教授

第2部は、東アジア各国からパネリストをお招きし、各国の労働事情とその問題点、今後の対策等について様々な意見交換を行うという内容でありました。

冒頭、青山学院大学・藤川教授より問題提起として、東アジア経済の発展とそのことによる労使問題の増加があること、各種労働法制の整備が緊急課題であること、人事労務管理の動向などが挙げられ、解決には、国際的な視点に立って考えていかなければならないこと、理論と実践双方向での検討が必要であるとの提案がなされました。又、この企画が、各国における様々な経験を自分たちのものにする、いわば「叡智を収集」することを目的とし、そのことによる新たな世界の創造が必要であるとして、意見交換にかかる出発点とされました。

紙面の都合上、各パネリストの詳細な発言内容の記載は控えますが、下記に要約します。

ILO 現時点における東アジアの経済成長は著しく、それ故に生じる労働問題は数多い。国と民に対する補完、それも持続可能な国際的システムの構築が急務であることなどが説明された。

台湾 失業問題、非正規雇用問題、賃金差別問題が取り上げられ、失業保険に関する法整備の現状などが説明された。

タイ 非正規雇用問題が大きく、日本と同様の格差社会となりつつある実態を説明された。又、急激な経済成長は、新たな労使問題、労働紛争を産むこととなり、そのための法整備が行われていることなどが説明された。

インドネシア 2004年の政権交代から、少しずつ経済成長しているが、現時点における失業率は約22%と高く、緊急な対策が求められていること、又、経済成長に伴い、労使紛争問題も増加しており、こちらの対策についても考慮していかなければならないことなどが問題として挙げられていた。

中国 本年、労働契約法が成立し、主に労働者における権利保護が強化された。今後、新たな価値観による労使の関係が営まれることとなり、更なる制度の発展が必要であること、日韓における、労務管理の専門資格者制度に関心があることなどが説明された。

韓国 主に、韓国における労働環境、労務管理士制度の現状について解説、問題提起された。韓国では、非正規雇用の増加とそのことから生じる賃金差別が社会問題となっており、非正規雇用の保護法制定など、様々な措置が執られていること、労働裁判における労務管理士の役割は大きく、裁判における代理権付与の議論がなされているとのことであった。

それぞれの専門家から東アジア各国の状況を聞いて、特に共通することは、経済成長に伴い発生する労使関係の複雑化、紛争の増加、非正規雇用の増加、賃金格差の深刻化であり、政策的な観点からの法整備もしくは現行法改正が行われているという現状があります。そして、それらは自国の事情だけでなく、他国の事情が複雑に絡み合いながら進捗しているということでありました。又、こういった状況は日本においても全く同様であり、現在のような自国の事情のみを見て行う場当たりの対応ではなく、広く世界的な視野で見た問題の本質、解決策の提案が必要であることが理解できたように思います。

最後に、コーディネーター藤川氏から、国際的な視野における専門家の役割とは何かをよく考え、企業の発展、社会の発展を目指し、又、労使関係の適正・

適切なありかたを模索する、世界に必要とされる資格制度となって行くことを目標に…と提言され、終幕となりました。

こういった社会の基盤・構造が変わっていくという事態は、地球規模で行われている経済活動の影響であると共に、高度情報化社会がつくる新しい時代の枠組み・価値観であると言え、藤川氏が議論の中で指摘した、「自国のよい制度を他国に、他国のよい制度を自国にといった合わせ鏡のような関係で、よりよい仕組みを構築していくこと、もしくはその発想」という、これまでの価値観を超えた柔軟で広い考え方が非常に重要なことであると思われます。

社会保険労務士と土地家屋調査士…実務における明確な接点を持っていませんが、わが国における資格制度のあり方が問われている…そのことに関する共通点を今回のシンポジウムで感じることができました。実務の概念が違うとはいえ、資格者として社会において背負うべき責任…それは同様のものがあり、新たな時代における、フレームワークの再検討、社会発展への道を自らの職能知識で切り開くべきだとする理念は十分に共有できるものであると思われます。

又、こういった経済構造そのものの変革やグローバルイズムは、近い将来、我々が扱う地籍情報生産やその活用場面において、大きく影響してくることとなるでしょう。その場面は、時間の流れとともに段階的、かつ、確実に迫ってきています。そのときに自らの専門性を国際的な叡智となすことができるのか…それはこれからの我々の行動次第なのでしょうが、社会は我々ではなく、むしろ新しい制度設計や資格者の枠組みを求めるかもしれません。…その生じる未来についてもまた、我々の行動次第なのでしょう。



グローバル・スタンダード

土地家屋調査士法第25条第2項——埼玉会からのレポート

法第25条第2項 『地域慣習』資料の収集に携わって

埼玉土地家屋調査士会 佐藤 忠治

日調連から「土地家屋調査士法第25条第2項に規定する『地域の慣習』について」の報告書の提出を求められた時、何をどのように報告したらよいものかと迷いました。

報告書の提出を求められた当時、埼玉土地家屋調査士会には、企画部の所掌の下に、支部研修委員会という組織があり、各支部から中堅の会員が各1名委員として選出され、委員会を構成しておりました。

委員会の目的は、本会で行う業務研修会のテーマほど大きなものでなくとも、その時々土地家屋調査士の当面の課題、あるいは地図に関わる課題等の研修（例えば、土地区画整理地における従前地の分筆登記、パソコン操作研修、建物合体の登記の研修、報酬請求の基本的考え方の研修、地租改正時の事件としての小繋事件、三田用水普通水利組合事件、道頓堀川事件等）が行われていました。そしてその研修結果を各支部に持ち帰り、支部会員を対象に、研修委員が講師となって研修を行う、というものでした。

日調連からこの課題が与えられた時、各支部の研修委員に地域の慣習についての調査を依頼し、各委員はその地の慣習について調査をしてきました。ある者は古老の話、ある者は実際に業務の中で問題に突き当たった話等がありました。それらの一部を紹介しておきます。

上尾支部の報告では、桶川市、鴻巣市には芯杭台帳があり現在でも閲覧可能であるというものでした。これは道路の中心に炭を埋め込んでおくものです。長年にわたって腐蝕することもなく、長持ちするので道路境界を確認するには大変都合ということです。

飯能支部の報告では、飯能市のある地域では、養蚕が盛んであったので、桑の木の植え方で、境界を定めるという方法「西北境」の風習がありました。これは所有地の西側、北側の境界線上いっばいに所

有者が管理する。したがってそこに植えてある桑の木が境界であるということです。古老はこれを評して『西北を守れ』と子孫に伝えたと聞いています。これはその地が西から東に流れる河川の地形的な事柄から生まれた発想ではないかと思われます。大雨で河川の氾濫の際に、収穫物あるいは耕作上の敷き藁などの流出を自分の所有地内でとどめることにも通じたと思います。

次に、同市のある地域では、『縁木』^{へりつき}という境界を示す木の植え方があります。この場合の境界木は杉、桧などの針葉樹である。雑木林による平地林が連なっている場合の境界であり、雑木林は、これを伐採することにより燃料となり、その落葉を集めて畑の堆肥ともなり、過去には貴重な資源であった。田畑に比べ一筆の面積が大きくその境は『縁木』^{へりつき}で区画され地番界をなしていました。境界に沿い、杉、桧などの針葉樹をお互いに植えその中間が境であるという慣習であります。地番の境界をまん中に挟み、両側に針葉樹が植えられている形となります。山地と異なり平地であるため、尾根、沢等による境界の定め方ができないため、また雑木を伐採することにより、境界が不明とならないようにするための先人の知恵であろうと思われます。山間部において境界は尾根、谷をもって境界としているようですが、公図にない谷（水路）も多くあり、境界も明白でない部分が多い。境界より3尺下がって植林するという慣習もあるようだが、現在の所有者はその境界が判らない人が多いようです。大木あるいは大岩をもって境界としていることも多いが、実測してみると、公図とは整合性がなく、面積は著しく違っている。谷、尾根に平行に走る境界などはヒノキ、サワラなどの樹種あるいは年代に頼るしかない。という報告も受けています。

東松山支部の報告では、「コサギリ」＝（木陰切）、

「コサヨケ」＝（木陰除）等と呼ばれる土地があることの報告を受けています。東松山市大字岩殿から鳩山町東部にかけてこの名称の土地が存在しました。この「コサギリ」＝（木陰切）、「コサヨケ」＝（木陰除）とは谷ツ田（山間の田圃）の周囲の日陰になる部分の土地で、田の耕作者が管理しており、隣地の山林との境木があり、公図上は、山林に含まれている様相を呈していました。が現況は明確に田の所有者が管理しておりました。法務局は無地番の土地として、表題登記の対象となりました。山林からの分筆という手法でなく、田の所有者と山林の所有者の境界の確認というだけでなく、間に異なった土地の地目があり、所有者が田の所有者であったところから表題登記ということになったようです。

草加支部からは「両新田」についての報告があり、これは市右衛門新田と彦右衛門新田を示すものでありますが、江戸時代の「新田開発」により耕地として開発されたものであります。

現在の町名である「両新田東町」、「両新田西町」は、それぞれ江戸時代の極めて初期に開発された市右衛門新田、彦右衛門新田を母体とし、「天領」として江戸幕府の直轄地に組み入れられていました。両町の沿革を示す近代以前の資料として、「新編武蔵風土記稿」、「地誌材料稿」、「武蔵国郡村誌」があり、それらによると、

- ①市右衛門新田は新里村の住民「市右衛門」の、彦右衛門新田は新里村の住民「彦右衛門」の開墾によるものであること。
- ②3代将軍徳川家光の頃は両村をあわせて1村とされ、「両新田」と記録されていたが、5代将軍徳川綱吉の頃には、2村が明確に区分されるようになっていたこと。
- ③ただし、江戸時代末でも「其地犬牙シテ境界広狭別チガタシ」という状況であったこと。

以上のことが知られております。

「其地犬牙シテ境界広狭別チガタシ」とは現在の両新田東町、両新田西町についても言えることで、さらに、それぞれ飛び地があって混乱しております。これはその土地を誰が開墾したかに因るもので、「市右衛門」、「彦右衛門」の開墾当時からのことと思われれます。しかし、9戸、16戸（新編武蔵風土記稿他2編によると、市右衛門新田9戸、彦右衛門新田16戸の記載ある。）とそれぞれ小さな村であっ

たため、1村として扱われていた江戸時代初期には問題視されなかったであろうと思われれます。お互いが、お互いの境界を認め合うそのような社会だったのではないだろうか。その後においても、江戸時代では、開墾者の出身である、新里村を含めた3村で鎮守の毛長神社を護持していくなど、新里村との関わりも見られます。このようないわゆる「地域コミュニティ」が豊かに機能していた「ゲマインシャフト」においては、「其地犬牙シテ境界広狭別チガタシ」は何の問題もなかったに違いない。しかし、「ゲゼルシャフト」の時代となり、ひとつの行政区画として、さらに、町界として明確に区分されたとき、飛び地は大きな影響を地域住民に与えています。公図上でも隣接している地番の町名がどちらなのか、普段から慣れ親しんでいる土地家屋調査士でさえ過ちを起こすこと屢々で、そのたびに公図の取り直しと、登記事項証明書の取り直しとなります。

志木支部からの報告として、野火止開発、三富新田開発について挙げている。江戸時代には埼玉の土地は、盛んに新田開発が進められました。野火止、三富新田もそのひとつです。

野火止は、1661年頃当時の川越城主松平信綱の命により、多摩川上水を分派して現在の新座市まで水を引いた、野火止用水に沿った新座市の菅沢・野火止・北野地区に見られる短冊状の開発地で、資料によると、当時は全く同型の土地を分与され、その内容は、1軒の与えられた土地は、（間口に疑問があるので割愛）長さ480間（872m）とし、そのうち4段目を林とし、残りを宅地および田畑としたと記載されています。（資料によっては、間口の記載無く、奥行きだけ記載されており、街道に沿って屋敷があり、その後ろに農民がもつ上島が60間、中島が100間、下島が140間、さらに野が52間続くという記載になっています。）

三富新田開発は1694年から1699年にかけて当時の川越城主柳沢吉保が、家老の曾根権太夫に命じて行ったものである。三富とは、上富村、中富村、下富村の三か村の総称です。現在の所沢市富岡地区から三芳町上富にわたる区域を開発しました。開拓前は、武蔵野台地の原野で水が乏しくなかなか開発の進まない土地でありました。吉保に命じられた曾根権太夫は、計画的に開発を進めました。その内容は、4間（7.2m）と6間（10.9m）の道路を縦横に

造り、この道路に面して間口40間(72m)奥行き375間(681m)面積5町歩(約5ヘクタール)の短冊状の地を1戸分として区割りしたものです。

これを道路側から宅地、耕作地、山林の順に区切り1戸ごとに耕作道を畑の中央につけ、その畦には「卯木」^{うつき}を植えて境界とした。現在国土調査が行われ、境界等も確定しているが、江戸時代より土地の境界に関しては他の地域より明白に示されていたものと推察されます。

埼玉県における境界標は、新田開発の影響からか不明ですが、ウツギ、茶の木、が多く見られ、雑木林の中ではヒノキ、スギ等が見られる。また非常に区別が難しいが、ウシコロシ(牛殺し)(クロツバラの別名)を山林の境界木としているところもあります。

鳩ヶ谷市および同市に接する川口市には「根除堀」の記載のある土地があります。この根除堀は「内歩、外歩」の区別では「内歩」とされています。今回の調査の中では「外歩」と記載されたものは、「水持畦」「畦畔」しか見あたらなかったが「内歩」では、「搔揚地」「冷水堀」「根除堀」「井戸敷」等がありました。「搔揚地」とは用水路脇にあって、用水路に堆積した泥を掻き揚げる土地であり、「冷水堀」は湧き水の排水であり、畑の一部として記載されていて、現在も畑の中を流れています。畑と畑の境に水路として流れているが、公有水路ではなく、また、どちらかの畑にしか冷水堀として記載されていない。「井戸敷」は田の灌漑用の井戸です。

「根除堀」は内歩であるから農地の一部です。登記簿の改製前の表題部には、何番 畑 5畝2歩内 29歩 根除堀 というような振り合いで記載されています。畑と山林が境界を接している時に、畑の一部を3尺から6尺くらいの幅で堀を掘り、山林の木の根や、草の蔓、笹の根などが畑に侵入しないようにしたものと思われる。この根除堀は当然に畑の一部であるが、通路等に使用されていたことなどもあり、長年経過した後には境界の争いになることも珍しくない。

明治の地租改正により、物納から金納に変更になったが、金納の算定基準となったものが農地の地積と収穫高であったので、収穫のあがらない農地部分は削除しようとした合理的考え方から産まれたものと推定される。鳩ヶ谷市およびその周辺の川口市に根除堀、搔揚地等の記載が多いが、地租徴収の上

で考慮されたものとして、もう一つ推定されるのはこの地域は天領であったため、他と比較して地租は低かった。したがって急に高い地租となることを避けたとも推定される。

川口市と鳩ヶ谷市の中の「浦寺地区」では根除堀の扱いが大きく異なっている。「浦寺地区」以外の根除堀は和紙の公図に山林、畑が描かれ山林と接する畑の部分に帯状に薄い緑を施していて、畑の中に描かれているが着色のみです。しかし「浦寺地区」のものは、着色の他に実線が施されていて、そしてその着色も黄緑色となっています。和紙の公図で赤道は赤く着色し、水路は青く着色していると同様に、黄緑の着色がしてあります。そして、現在はその和紙の公図をトレースしてマイラー化されています。マイラー化の段階で着色はされなくなります。赤道も着色されない。水路も着色されない。根除堀も着色されない。根除堀は全て山林と接している状態であるわけではない。道路と接している根除堀もあります。マイラー化された状態では、道路か、水路か、根除堀か不明となってしまいました。さらに現在はデジタル化された公図を法務局から受け取りますが、畑の一部が道路のように見える状態で現在に至っています。勿論、ある地主さんは公図訂正をし、その実線を抹消しているが、土地の測量、分筆登記等がなければそこまでは至らない。現在でも多くの地番が公図訂正の対象ですが、前述したように道路等に使用され、また誤って手前に柵等をした為に、境界の争いとなって公図訂正できない場所もあるようです。「浦寺地区」以外の土地の根除堀については公図訂正の問題は生じていないようです。

「浦寺地区」の土地台帳総計900筆の調査をしたが(台帳は古く開くことが出来ない台帳も数冊あった)そのうち195筆に根除堀の記載があり、公図と照らし合わせると山林と接しているほとんどの畑に根除堀の記載があった。これは驚くべき事であり、「浦寺地区」は台地と谷の地域です。畑はその台地にあり、山林は傾斜部分にあるという地形がほとんどです。

日調連の地域慣習の調査依頼以前より、根除堀についてはマイラー化により混乱の生じることをおそれ、公図をスキャナーで読み込む事を計画し、当初、法務局保管の公図を取り込もうと思いましたが、保管状態が悪く、ボロボロの状態と言って良く、また

欠けている公図が多い状態でした。

この時は既にマイラー化されており、和紙の公図はご用済みの状態でした。日調連の地域慣習の調査依頼を契機として、鳩ヶ谷市の郷土資料館に保存の必要性を訴え、無理を承知でお願いし、和紙の旧公図約 35 枚、(大きさは 1.5m から 2m くらいまでであった) を日数 1 週間で借り受け、スキャナー専門店で依頼して読み込んでいます。今後、無色のデジタル画面の公図で問題が生じても対応できるようにしたつもりであります。ちなみに埼玉会では鳩ヶ谷市のその公図を資料センター室で保管している。

「浦寺地区」の公図の作成は明治 10 年代以前と推定される。公図の境界線が太くハッキリしている。後述の辻村の公図と比較するとその差が良く判る。「浦寺地区」の公図には縮尺として「曲尺以壹分壹間之図擬」とあり、縮尺が 600 分の 1 であったことが判る。現在使用されている公図が 600 分の 1 である理由は、1 間 (1.818m) を 1 分 (0.003m) で図面化した、明治の地租改正による地引絵図によるものと思われる。

「浦寺地区」は浦寺村と称し、東西 8 町 10 間、(約 890m) 南北 6 町 33 間 (約 715m) 戸数 66 戸の大きさでした。浦寺村の公図と隣接する辻村の公図と比較すると辻村字稲荷の公図が「明治 17 年甲申歳 1 月製之」と書かれてあることから、この辻村の公図よりは古さを感じるし、村の大きさもさほど大きくないことから、地租改正初期のもので、中央の伝達の不充分さの中で完成してしまったものかも知れないと感じました。

埼玉の地籍図がいつ、どのように作成されたかについて「泊善三郎」氏の著書「埼玉県における地籍図の作成」があります。

著者は、明治前期に作成された地籍図は次の 4 種類があるといわれているとして、

- (1) 壬申地券交付における地引地図
- (2) 地租改正における地引地図
- (3) 地押調査における更正地図
- (4) 地籍編成における地籍地図

を挙げている。以下著者の文章を引用しながら述べていきます。

明治になって政府は土地の私有権を認め、土地永代売買禁止令を明治 5 年 2 月に解除し、全ての私有地に地券を交付することにした。これが壬申地券

といわれるもので、その発行のもとになった「地券渡方規則」は明治 5 年 2 月に第 1 条から 14 条まで、さらに 9 月に第 15 条から 40 条までが布告された。

埼玉県および入間県 (現在の埼玉県は、その頃、埼玉県と入間県 (後に熊谷県に改称) に分かれていた) では、この規則を 7 月から 10 月にかけて各戸長へ布達している。地図については、規則第 23 条に「土地の一部を質入れしたために、検地帳、名寄帳、小拾帳と合わなくても、現地の景況のとおり地引絵図を差し出すこと。」とあり地引絵図の提出を求めている。地引絵図作成のための調査に関しては、明治 5 年 10 月 23 日に秩父の村々が受け取った入間県の達しによると、「下調べ帳と地引絵図との提出を 10 月 15 日まで調べておくこと……」とか、さらに大里郡の村々では、明治 5 年 11 月 24 日に入間県租税課に出した請け書には「1 月 15 日までに地引絵図と下調べ帳を提出いたします。」とか、あるいは足立郡の側ヶ谷村 (現大宮市) では「3 月 25 日までに提出するという請け書を出している。このように地引絵図は各村で作成され、明治 6 年に提出されたものと考えられる。このように提出された地引絵図は 2 組あったと考えられるが、「税務署備え付けのものと同じなので、虫食いのため焼却した」との記載がある。非常に惜しいことである。なお、各村には地引絵図の写しが保存されていたようである。それは「明治 6 年箕輪郷地図」(現在の箕輪村) の余白に次の一文があることから推察される。

武蔵国大里郡箕輪村測量全図

今般地券御施行ニ依テ地面壹間四尺五分之割合ヲ以測量

地図壹枚上納致候ニ付写ヲ以連印致置候也

とある事から各村でこのように写しをもっていたらしい。

壬申地券の地引絵図は、原則として実測を行わなかったようで、したがって測量方法等も示されていないが、この「箕輪郷全図」は測量地図と書いてあるので例外もあったといえる。なお、この地図は縮尺を一間四尺五分 (200 分の 1) にしていることも特筆すべき事であろう。

壬申地券発行の事業の途中である明治 6 年 7 月 28 日地租改正法が公布された。埼玉県はこの地租改正法を 10 月 10 日に県内に布達している。しかし地租改正事業が埼玉県で着手されたのは、明治 8

年である。着手まで2年間を要したわけであるが、これについて、当時地租改正局職員であった有尾敬重が著書「本邦地租の沿革」のなかで次のように述べている。

「関東地方一体が徳川氏直轄で税が安い方であった。したがって改正後は負担が増すという傾向のある場所であったから、この地方は幾分後廻しにして、他の出来栄えをみて、どうしても行わなければならないという感じを起すまで着手を延ばして置くということにして、丈量も他の県より後でやった。」

ところで地租改正事業の実施に当たって重要なことは、第一に地押丈量（各土地の一筆ごとの点検と地積の測量）、第二に地価調査である。このため埼玉県では、明治8年3月に告諭 3月13日に布令とともに「地価改正に付人民心得書」を各村の正副戸長宛てに出している。

「人民心得書」は地租改正の根本方針である土地の丈量や地価評定の大綱や要領を人民に周知させるために各府県が作成したものである。

地租改正事業には終了の期限が示されていた。明治9年を以て改正の期限とする、と布告していたがこれを受けて、埼玉県では、8年9月7日に、各区正副戸長に布達を出し、「絵図面とも速やかに提出し検査を受けるように」としている。さらに「地引絵図および野帳共12月まで調査し、速やかに提出すること。全村でなくても一耕地分だけでも検査を受けるように」と、かなり急いでいることが判る。なお検査をするために県庁から出張したり、県民が県庁に出向いたりするのは、時間が掛かるので、埼玉県では9年4月20日から、粕壁宿（現春日部市）、行田町に「地租改正取調所」を設けている。

同じように、熊谷県でも同時期に「地租改正事務取調出張所」を、川越町、黒須村（現入間市）、今宿村（現鳩山町）、小川村、大宮郷（現秩父市）、小鹿野町にも設けて、事業の促進を図っている。

測量から検査終了までを記録した現吉田町の資料からは、明治9年3月9日丈量調べ着手、同年12月5日成功、同年12月5日検査始まり、同年12月7日検査終り、明治10年10月10日届け出とある文書から、土地を測量して地図を作成し、それを提出して検査が終わるまで9ヶ月を要したこと。この後地価を決めたであろうから、翌年10月10日付けで届けを出したということは、それだけの時間

を必要としたということであろう。

こうして、埼玉県の地租改正事業は、明治11年11月に終了した。「人民心得書」が出た8年3月から3年8ヶ月を要した大事業であった。

この時作成された字1筆限地図や地引番号全図（一村全図）は二組作成されたがその一組は明治40年に焼却処分されたことは、前述したが、埼玉県にとって大変残念であるが村の控えとして、役場に保管されていたものが現在まで保存されているものもある。

筆者（佐藤）は境界立ち会いの際に、村の長老が、和紙の公図を測量現場にもってきたことを記憶している。その和紙の公図は、畑、山林、道、水路等着色されていた事を記憶している。

地租改正事業とほとんど同時期に内務省は官有民有とも全ての地所を対象とした地籍の編成事業を行うこととした。まず、明治7年12月28日に内務省は地籍編纂調査の布達を出しているが、この時期は、埼玉県では地租改正事業を始めようとする時であり、全国的にも事業の進行中であったため延期され、明治9年に再開されたが、埼玉県は地籍編成における地図は作成しなかったようである。このことは次の資料が明確に証明している。

明治19年10月に鹿児島県から本県に地籍編成について具体的な問い合わせがあったが、それに対する本県の回答で地図について次のように答えている。

一 地図ノ義ハ改組地引絵図ヲ以テ之シカ調査ニ充テ新規調整不致候

すなわち、地籍地図は地租改正の地引絵図を充てていたのである。

地押調査における更正地図については、通達分はあるが、その経過や結果に関する文書には直接あたっていない。明治前期作成の地籍図は、本県の場合、壬申地券交付における地引絵図と地租改正における地引絵図が中心で、これを土地台帳附属地図として使用してきたと考えられる。この地図は、前述のように県庁保管のものは焼却されたが、法務局保管のものは現存しており、貴重な文化財である。

以上、泊善三郎先生の文章から抜粋し、引用いたしました。十分な説明とまらない部分もありますので、泊善三郎著「埼玉県における地籍図の作成」（埼玉県立文書館紀要創刊号）のオリジナルをお読みになることをお奨めします。

公図の説明

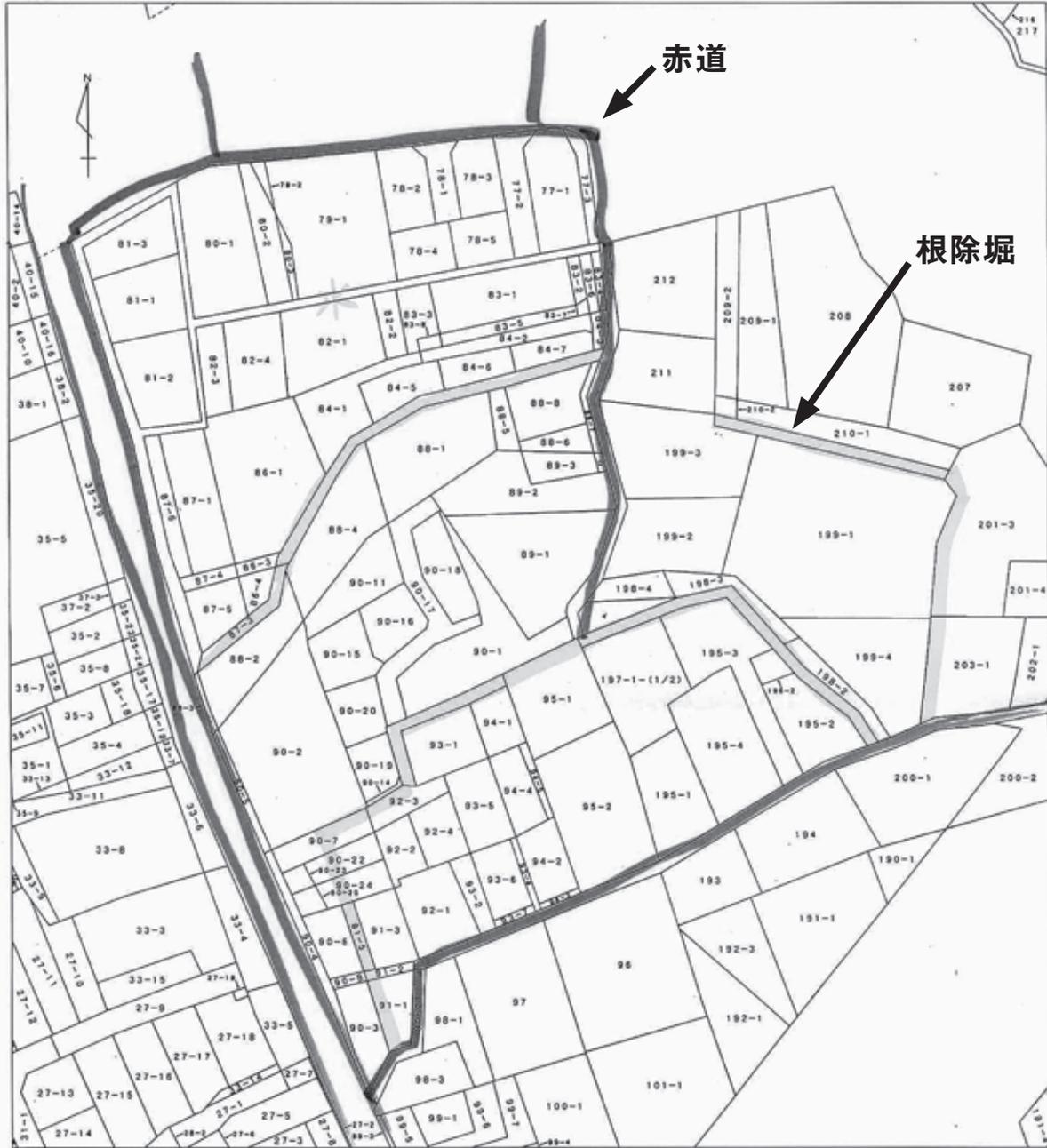
現在使用中の公図の中に筆者が色づけしたが、色の濃いところは赤道を示し、薄いところは根除堀を示す。法務局の現在の公図は色づけされていない。したがって、道路か根除堀か不明である。

旧公図と比較してみてください。



鳩ヶ谷市桜町2丁目 根除堀1
(旧大字浦寺町谷)

4 197-1-(12/2) △ 40-6
 ○ 89-4 ト 31-24
 △ 202-2 ♣ 28-8
 □ 33-10 ♣ 176-3
 ※ 33-2



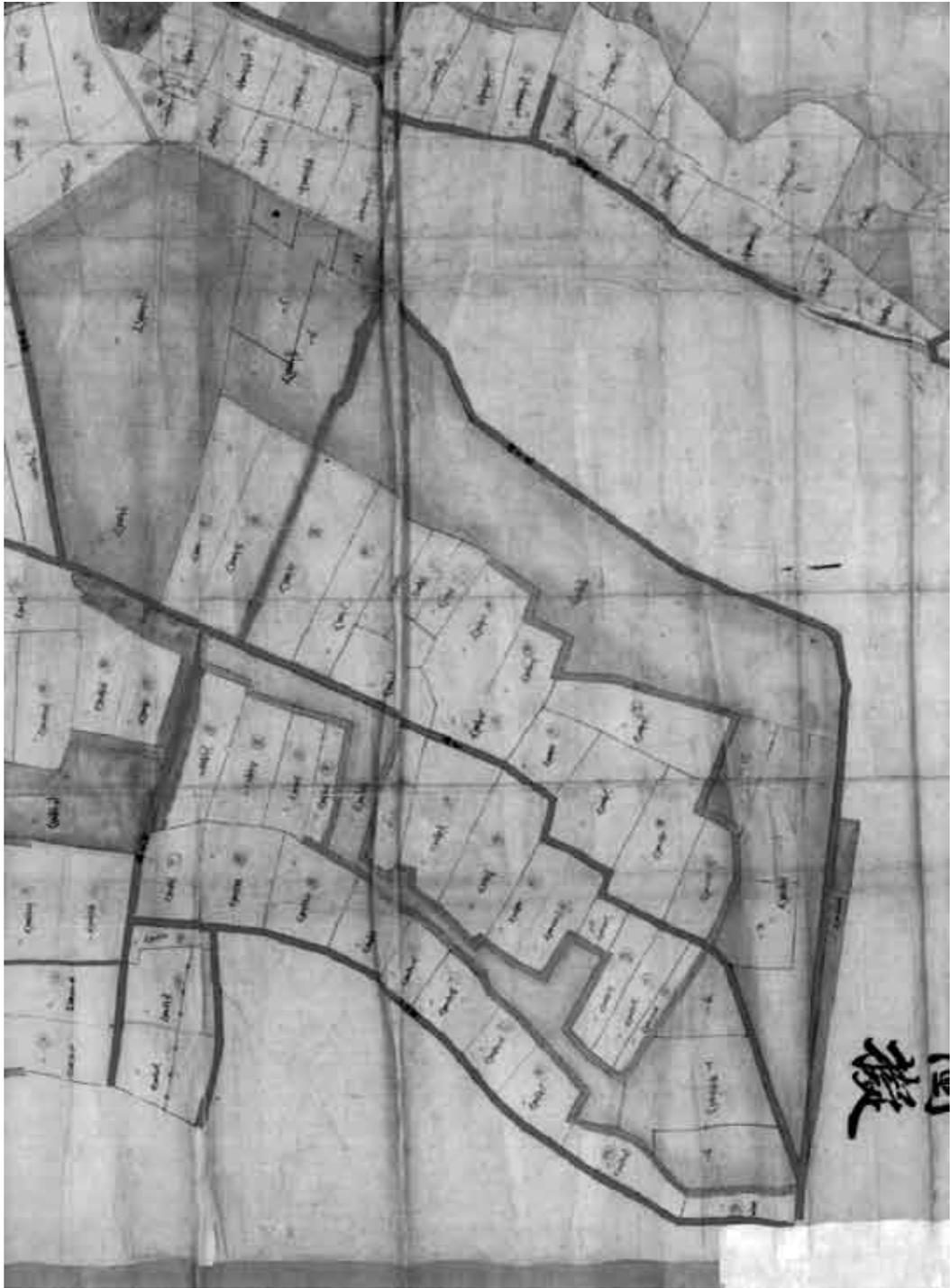
(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

請求部分	所在	鳩ヶ谷市桜町2丁目	地番	89番1			
縮尺	1/600		補記事項				

これは地図に準ずる図面の写しである 平成18年3月24日

さいたま地方法務局川口出張所
 登記官 島村直志





鳩ヶ谷市桜町6丁目 根除堀2
(旧大字浦寺字大通)

イ 840-2 ハ 896-3 ル 897-3 ヲ 819-9 ヲ 824-36 オ 824-24 ヲ 888-31 ヲ 888-29 シ 888-26 シ 824-47 ■ 1353
 ロ 841-10 ケ 895-4 ヲ 824-85 レ 1355-21 ヲ 888-1 ヲ 888-3 ヲ 824-38 ■ 888-28 シ 824-45 シ 824-69
 ハ 842-3 ケ 895-6 ヲ 827-9 シ 824-84 ア 891-1 ヲ 824-80 ヲ 888-5 ヲ 888-27 シ 824-46 シ 888-23
 ニ 828-4 ヲ 893-11 ヲ 824-80 ヲ 1365-13 ヲ 824-39 ヲ 824-78 ■ 888-35 ヲ 824-50 シ 888-25 シ 817-4
 ヘ 841-2 ケ 835-5 ■ 1355-13 ■ 1360-9 ヲ 888-38 ヲ 888-40 ヲ 824-37 シ 824-44 シ 824-21 シ 824-88

赤道
 根除堀



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして
 備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

請求 部分	所 在	鳩ヶ谷市桜町6丁目	地 番	840番1		
縮 尺	1/600	補記事項				

これは地図に準ずる図面の写しである 平成18年3月24日

さいたま地方法務局川口出張所
 登記官 島村直志



カダストラル・スタディーズ

FIG報告(1) 概要と総会



STOCKHOLM 2008

2008年6月14日から19日まで、スウェーデンのストックホルムにおいて、FIG（国際測量者連盟）第31回総会（31st General Assembly）および2008年作業週間（Working Week 2008）が開催されました。会報の新シリーズ「カダストラル・スタディーズ」では、これから数ヶ月の間、ストックホルムでの会議の様子をお伝えしていきたいと思っております。第1回は、会議の概要と総会の様子です。

【概要】

FIG（国際測量者連盟）とは、1878年に創設された、あらゆる測量分野を代表する唯一の国際団体で、国際連合が承認しているNGOです。世界100カ国以上の測量関連組織が加盟しており、あらゆる分野・用途における測量の発展に向けて国際協力を支援していくことを目的として活動しています。具体的な研究・議論は、主として10の委員会に任されており、特に、第7委員会「地籍と土地管理（Cadastre and Land Management）」では、土地家屋調査士業務とも関連の深い地籍や登記に関するテーマが扱われています。毎年1回開催される総会および作業週間は、FIG最大のイベントとなっています。（<http://www.fig.net/general/profile.htm> 参照。）

今年は、6月14日から19日まで、スウェーデンのストックホルムにおいて、第31回総会および2008年作業週間が開催されました。今回の作業週間のテーマは「世代間の統合（Integrating Generations）」であり、学生から古参まで世界90カ国から約950名の参加者が集まり、多数の研究発表が行われたほか、FIGとUN-Habitat（国連人間居住計画）の共催セミナー「革

新的融資によるスラム状態の改善（Improving Slum Conditions through Innovative Financing）」も行われ、活発な議論がなされました。

会場となったのは、ストックホルムの中心街に位置するストックホルム市会議場（Stockholm City Conference Centre）で、表のようなスケジュールで会議が行われました。会議への参加登録は14日の13:00からはじまりましたが、日本からの参加者は日本土地家屋調査士会連合会からの2名のみでした。



メイン会場となったストックホルム市会議場 Norra Latin

表：総会および作業週間のスケジュール

時 間	6/15 (月)	6/16 (火)	6/17 (水)	6/18 (木)	6/19 (金)
9:00	総会 (第 1 回)	オープニング セレモニー	プレナリー セッション II	プレナリー セッション III	総裁会議 (8:00 ~ 非公開)
10:00					
11:00	総会 (第 1 回)	プレナリー セッション I	テクニカル 3 & セミナー	テクニカル 6	総会 (第 2 回)
12:00	昼食				
13:00	総会 (第 1 回)	テクニカル 1 & セミナー	テクニカル 4 & セミナー	テクニカル 7	クロージング セレモニー
14:00	休憩				
15:00	委員会年次総会	FIG 財団ディナー (~ 22:30)	測量士宅訪問 (~ 22:30)	ガラ・ディナー (~ 24:00)	フェアウェル レセプション
16:00	ウェルカム レセプション				
17:00					
18:00					
19:00					

※テクニカル：テクニカルセッション、セミナー：FIG/UN-Habitat セミナー

【総会 (第 1 回)】

15日の9:00より第1回総会が始まりました。FIG 総裁 Stig Enemark 教授による開会の挨拶後、昨年の総会以降に亡くなられた FIG 会員の冥福を祈るため黙祷が捧げられ、参加国の点呼がとられました。議事次第は次のとおりですが、議題のほとんどは、淡々と報告が進められ、異議なく承認されました。



総会の様子

1. 開会の挨拶
2. 点呼
3. 投票集計係の任命～前会議主催国である中国の組織および今会議主催国であるスウェーデンの組織から1名ずつ
4. 議題の採択
5. 第30回総会の議事録の採択
6. 会員～新規加盟団体の承認および証書の授与
7. 総裁の報告
8. 評議会による作業計画 2007-2010 の実施報告
9. 委員会の報告～諮問委員会の 2009-2010 年の議長に Matt Higgins 氏が続投、2008 年 9 月にイタリアのベローナで第 7 委員会がセミナーを主催
10. 2008-2010 年の第 8 委員会委員長を任命～ Diane Dumashie 氏 (英国)
11. 常設機関の所長からの報告～ OICRF (国際地籍・土地記録事務所) の宣伝のお願い、IIHSM (国際測量・測位歴史機関) からアメリカ支援の協力についてお願い
12. FIG 財団の総裁の報告

13. 国際連合および世界銀行との協力
14. 国際専門機関との連絡
15. FIG の規則および内部規定の改定
16. FIG 2013 年作業週間の開催地の決定～締切りは 2009 年
17. FIG 2007 年の会計および監査報告、2008-2009 年の予算
18. 2010 年の年会費～公平性および途上国と先進国の連帯をモットーとする、冊子『FIG Profile』を参照
19. 2009-2012 年の副総裁選挙～第 2 回総会で行われる選挙に向けて 4 人の候補者から 5 分ずつのスピーチ
20. 2009-2010 年の委員会委員長選挙～第 2 回総会で行われる選挙に向けて各候補者からスピーチ
21. 貧困者対策の土地管理に向けた世界規模の土地及びツールを開発するための特別委員会 (Task Force on Developing Global Land and Tools for Pro Poor Land Management)
22. 制度的・組織的発展のための特別委員会 (Task Force on Institutional and Organisational Development)

【委員会の年次総会】

第 1 回総会終了後、委員会ごとに年次総会 (Annual Meeting) が行われました。第 7 委員会では、2008 年 9 月 11 日 -15 日にイタリアのベローナで行われる年次総会およびセミナーへの参加が呼びかけられました。

【総会 (第 2 回)】

19 日の 11:00 より第 2 回総会が始まりました。参加国の点呼とともに、各国代表は投票用紙を受け取り、2009-2012 年の副総裁 2 名を選出する投票に移りました。52 カ国の代表が参加していましたが、投票権があるのは、会費未納の 3 カ国を除く 49 カ国でした。投票の結果、Iain Greenway 氏 (英国) と Teo CheeHai 氏 (マレーシア) が次期副総裁として選出されました。

続いて、いくつかの議題について報告があり、2009-2010 年の委員会委員長を選出する投票に移りました。投票の結果、第 1 委員会に Leonie Newnham 氏 (オーストラリア)、第 3 委員会 Yerach Doytsher 教授 (イスラエル)、第 7 委員会に Daniel Roberge 氏 (カナダ)、第 9 委員会に Frances Plimmer 教授 (英国) が選出されました。なお、委員長候補が 1 名であった第 2 委員会は Steven Frank 教授 (米国)、第 4 委員会は Michael Sutherland 博士 (カナダ)、第 5 委員会は Mikael Lilje 氏 (スウェーデン)、第 6 委員会は Gethin Wyn Roberts 博士 (英国) に決定しました。

その他の議事次第については、次のとおりです。

23. 総裁会議～ 8:30 より非公開で行われた総裁会議において、「多数の論文発表があり活気があった反面、並行開催されたセッションが多すぎた」と反省が述べられたという報告
24. 点呼
25. 会員
26. 2009-2012 年の副総裁選挙
27. 2009-2010 年の委員会委員長選挙
28. 制度的・組織的発展のための特別委員会
29. 諮問委員会
30. FIG 法人会員との協力
31. FIG 出版物の紹介
32. 沿岸地域統合管理に関する FIG コスタリカ宣言 (The FIG Costa Rica Declaration on Integrated Coastal Zone Management)
33. 2009 年 5 月 3-8 日にイスラエルのエイラトで開催予定の FIG 2009 年作業週間の報告～映像を交えて紹介
34. 2009 年 10 月 19-22 日にベトナムのハノイで開催予定の FIG 第 7 回地域会議 (7th Regional Conference) ～映像を交えて紹介
35. 2010 年 4 月 9-16 日にオーストラリアのシドニーで開催予定の FIG 2010 年作業週間の届出～映像を交えて紹介
36. その他～ IIHSM よりシュトルーヴェの測地弧が世界遺産リストに登録されたことのお知らせ

【雑感】

北緯59度に位置するストックホルム—夜11時頃まで薄明るく、昼間の太陽が気持ちよい爽やかな季節でした。ちょうど夏至祭の時期にあたり、会場には夏至祭のシンボルである花柱 (Flower Pole) が飾られていました。また、ダラホース (Dala Horse) と呼ばれる伝統的な木彫りの馬人形が、会場をはじめ街のあちこちに飾られ、人々をあたたく迎えてくれました。

さて、FIG会議の総会に参加して驚いたのは、その静けさでした。これまでに参加したことがある国際会議といえば気候変動枠組条約 (UNFCCC) 締約国会議くらいなものでしたから、総会といえばアメリカ・EU諸国・中国・インド・OPEC加盟国・島嶼国など各国の主張がぶつかりあう激しい場というイメージをもっていました。でも、よく考えれば、条約をめぐって議論する UNFCCC 会議と、測量の発展に向けて国際協力を支援していく FIG 会議で

は、性質が異なるのは当然—FIG会議は、むしろ国際学会に近いのかもしれませんが。ただ、いわゆる学術的な国際学会とも異なるのは、FIGには、学者・研究者のみならず多くの行政担当者や実務者が関わっていること、そして、欧米諸国のみならずアジアやアフリカからの参加者が多いことだと思います。このことは、持続可能な発展といった国際的な課題に実践的に取り組んでゆく上で、たいへん重要なことであり、FIGはとても興味深い組織であると思いました。そのFIGの理念を理解し、日常の業務を通じて世界の平和な土地管理に少しでも貢献できるのならば、土地家屋調査士の業務もなかなか意義深いものだなと、あらためて感じました。

次回9月号は、オープニングセレモニーとプレナリーセッションの様子をお伝えしたいと思います。

(取材：日調連制度対策委員 南城正剛、
広報員 剣持智美)



世界遺産候補地

The Site proposed for the World Heritage Site

松島—貝塚群に見る縄文の原風景

宮城県土地家屋調査士会 塩釜支部 船山 嘉明

はじめに

世界遺産登録候補資産に含まれる文化財は、“そもそもことふりにたれど、松島は扶桑第一の好風にして、およそ洞庭、西湖を恥じず”と奥の細道に記した芭蕉が1689年に訪れた湾内にある大小230余りの島々を含む特別名称松島を始めとして、湾岸各所にある大木圍貝塚、西の浜貝塚、里浜貝塚の縄文時代の貝塚群、そして瑞巖寺本堂、五大堂などの近世寺院建造物群です。これらの存在する地域は宮城県の太平洋側、松島湾に面した東松島市、松島町、七ヶ浜町、塩竈市、利府町の2市3町に及んでいます。

特別名称松島

古来より文人墨客が数多く訪れた日本三景の松島は現代でも国内屈指の景勝地であることは変わら

ず、その名は世界的にも知られています。穏やかな海に点在する島々は松の緑に覆われ多くの観光客が訪れています。芭蕉は塩釜から舟で松島を訪れましたが海からはもちろん陸からも様々な場所から風光明媚な絶景を望むことができます。陸上からの代表的な場所は松島四大観と呼ばれている麗観の富山、偉観の多聞山、壮観の大高森、幽観の扇谷です。これらの場所には車を利用して麓から徒歩で、多少の上りがあります。

縄文時代の貝塚群

貝塚は全国に分布していますが、東北地方の太平洋沿岸そして松島湾は、東京湾と並んでわが国でもっとも貝塚が集中している地域です。言うまでもなく貝塚は縄文時代において狩猟、採取を主とした人々が豊かな海山の幸に支えられ、特に海岸部において食べた貝殻をはじめ土器、石器、骨角製の釣り針、人骨、鳥獣の骨などが堆積したものです。旧石器時代を経て約1万年前から弥生時代までの人々の生活や自然環境を遺跡を通して知ることが出来ます。

構成遺産である、いずれも国指定史跡の三遺跡を紹介します。

「大木圍貝塚」は七ヶ浜町の塩釜湾に面したやや高台にあり、東西210m南北260mの範囲に及ぶ大規模な縄文時代の代表的な貝塚です。縄文前期から中期の貝塚で、発掘調査により出土する土器



多聞山（偉観）からの眺望



大高森（壮観）からの眺望

は分類系統により「大木式土器」と呼ばれ東北地方南部の土器編年の区分基準になっています。

「西の浜貝塚」は松島町にあり松島湾に面し、規模は東西130m南北200mに及んでいます。縄文から弥生、古墳、古代の遺構遺物が出土している長期間にわたる遺跡であり、人骨や弥生から平安時代の製塩遺構も発掘され、生活環境の変遷が明らかになっています。

東松島市にある「里浜貝塚」は、松島湾で最も大きい宮戸島にある日本有数の大規模貝塚です。現地の地形は縄文時代当時からあまり変化しておらず、縄文時代前期から弥生時代中期にかけての集落跡が東西800m南北200mの地域に点在しており、貴重な骨角器や多種多様な生活関連の遺物が出土し





大木囲貝塚



瑞巖寺五大堂



瑞巖寺庫裡

ています。特に発掘調査により貝塚に堆積した貝の成長線から、採取した日を特定して分析した結果、秋に収穫し保存された木の実が春まで食されていたことや、冬の食料不足に備え貯蔵したことなどが解明され、縄文人の四季による食生活が明らかになっています。

瑞巖寺本堂など国宝、重要文化財の建造物

中世からの修行の場で信仰の地でもある松島には伊達政宗の建造による禅寺の瑞巖寺や伊達家の霊屋など数多くの建造物があります。「瑞巖寺」は平安時代初期の天長5年(828年)慈覚大師円仁によって開創された古刹で伊達家の菩提寺です。本堂までは杉木立の参道を進み脇には洞窟群があり厳粛な佇まいが感じられます。国宝の「瑞巖寺本堂」は慶長14年(1609年)伊達政宗の創建で大きさ正面39m、奥行き25.2mの書院造、入母屋造本瓦葺の壮大な屋根を有し内部は10室に画して中央奥に仏間が配してあります。外観は簡素な和様手法によっていますが内部は彫刻、装飾金具、襖絵、貼付絵に絢爛たる桃山文化の世界を表現しています。国宝「瑞巖寺庫裏及び廊下」は本堂と同時期の創建で、庫裏は切妻造、本瓦葺の巨大な屋根を架され、さらにその上に煙出しがあるのが特徴で妻飾り及び廊下の構成美が感じられる建築です。荘厳な本堂の前庭には政宗が朝鮮

から持ち帰ったといわれている紅梅、白梅2本の臥龍梅^{がりゅうばい}が植えられてあり4月頃に美しく咲きます。

松島のシンボリック存在で種々に紹介される国指定重要文化財の「瑞巖寺五大堂」は、慶長9年(1604年)政宗の創建で屋根は宝形造、本瓦葺で軒の出が大きく全体に落ち着いた形をしています。内部は彩色を凝らした家形厨子を配し、平安期の五大明王を安置しています。仙台圏における最古の桃山建築です。長年の風雨の影響もありますが今でも軒廻りなどに彩色の痕跡が残っています。

そのほか国指定重要文化財の「瑞巖寺御成門」、「瑞巖寺中門」、「圓通院霊屋」、県指定有形文化財の「瑞巖寺総門」、「陽徳院霊屋」、「観瀾亭」。観光客で賑わう松島海岸からも近い雄島^{おしま}にある中世陸奥三古碑の一つである国指定重要文化財「奥州御島頼賢碑」などの資産文化財が比較的まとまった地域に在ります。

おわりに

景観、歴史、文芸、宗教が織り成す松島は瑞巖寺をはじめとする建造物は著名ですが、埋蔵物である貝塚は目立った建物等はなく詳細は博物館や資料館等で知ることが多くなります。しかし遠い過去を知るといことは将来を予測することにも繋がりが大切なことです。保護と開発、また住民の生活との調和を図りながら、名前のとおり松島の松

や島々にも少なからぬ影響を及ぼすような地球環境の悪化が問題になっている今こそ、普遍的な価値を持つ文化、自然遺産を国際的協力で保護していくことは必要なことです。

PR

宮城県では今年の10月から年末まで、“^{うま}美味し国 伊達な旅”のキャッチフレーズで仙台・宮城デステーションキャンペーン^{*}を展開します。

近くには陸奥国一之宮・鹽竈神社、多賀城、その他広く県内各地にも多くの見所があります。また牡蠣や寿司を始め美味しい食べ物や地酒も沢山あります。松島へは仙台からJRで約30分、車でも国道45号、東北自動車道、三陸道を利用、また近くの仙台港からのフェリー、仙台空港からの飛行機の便も比較的恵まれています。

土地家屋調査士は「現地」調査が第一です。しおかげに吹かれながら悠久の歴史の流れを感じてみませんか。

協力 宮城県教育庁文化財保護課
松島町
参考引用 世界遺産暫定一覧表記載資産候補提案書
宮城の文化財第117号
松島町の文化財
写真提供 松島町(大木囲貝塚を除く)
瑞巖寺関係写真掲載許可 瑞巖寺

^{*} Destination(行き先、目的地)とCampaign(宣伝)という意味の合成語でJRグループが昭和53年から地元と協力して行っている大型観光キャンペーンの名称。

広報最前線

旭川

○はじめに

全国のみなさんこんにちは。初めに、旭川市の紹介をさせていただきます。

旭川市は北緯43°46'、東経142°22'、標高約110m、人口約36万人の北海道の中央に位置しています。

旭川の地名の由来は、忠別川のアイヌ語で「チュプ・ペッ」、「チュプ」は「日」、「ペッ」は「川」の意味で「日」を「旭」に置き換えて「旭川」と名付けたといわれています。

明治24年、屯田兵が入植して開拓が進められた地です。明治35年には国内の最低気温である氷点下41度を記録し、「氷点下41℃」という銘菓があります。近年は温暖化のせいか、極端にしばれる(寒い)ことは少なくなりましたが、それでも今年の1月には、氷点下30度を下まわり全国ニュースにもなりました。その様な寒さにあっても、防寒着に身を包んで現場作業をすることもしばしばです。

旭川といえば「旭山動物園」が元氣です。動物園は昭和42年に開園、当時の年間入場者数は40万人でしたが、平成8年には26万人と閑散とした状態になりました。しかし、その後はユニークな展示方法を開拓し、今では年間300万人を越える大盛況ぶりです。

皆さん、機会がありましたら是非旭川においで下さい。

○旭川会の広報活動

旭川会は、旭川・稚内・留萌・名寄・紋別の5支部で構成されており、北は稚内市から南は占冠村まで南北に渡り、東は紋別市のオホーツク海から西は留萌市の日本海に臨む地域に及びます。

【ホームページ】

土地家屋調査士の業務・所属会員の名簿・会の財務や活動計画等について掲載しています。

【媒体を利用した活動】

地元新聞等による広告を各支部で実施しています。留萌支部では、土地家屋調査士の業務についての街頭放送を、毎日10回程度を通年で放送しています。また、既に札幌会が実施している民放ラジオ

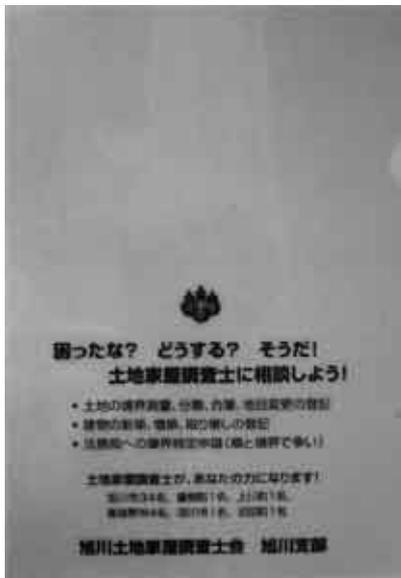
CMに今年度は、北海道内の土地家屋調査士会が協調しPR活動を行っていきたいと考えております。これは、北海道全域に亘る放送のため、少しでも多くの市民の耳に残り、知名度UPに繋がるのではと考えられるからです。

【表示登記無料相談】

4月1日「表示登記の日」・10月1日「法の日」には、NHKと地元広告誌によるPRを行い、無料相談を実施しています。しかし、4月にはまだ雪が少し残っており、境界が見えないためか相談者は多くはありません。今年はADRセンター設立を念頭に、境界問題についての需要の市民調査を兼ね、無料相談を毎月実施の予定です。

土地の境界でお困りの方!
境界に関する悩み・疑問は土地家屋調査士にご相談を
私たちは「表示に関する登記」に必要な土地又は建物を調査・測量して法務局へ申請手続をする仕事をしています
10月1日(10:00~16:00)に無料相談を行います
旭川市2条通17丁目465番地1
旭川土地家屋調査士会
☎(0166) 22-5530
●駐車場あります●
●事前のお問い合わせ、予約を受付いたします。
※当日でも相談をお受けいたしますが、混雑する場合はお待ちいただくことがありますので、事前のご予約をお勧めいたします。

無料相談の広告



クリアファイル



ステッカー



広告付き封筒

【建物表題登記無料キャンペーン】

平成18年度に、旭川支部でポスター・パンフレットを作製し、銀行・建築会社・役所等に置かせていただき、建物を新築された方1名に無料で表題登記を行いました。13名の応募があり、抽選からもれた方は粗品を送りました。

【カレンダーの作製】

旭川土地家屋調査士会と社団法人旭川公共嘱託登記土地家屋調査士協会の名称入りのカレンダーを作製し、会員・官公署・関係団体・一般市民に配布しています。

【月例通信の発行】

会員向けに、業務報告・行事予定・地元の大学教授による民法コラム・会員の自由な報告等を掲載し毎月発行しています。

【14条地図作成作業】

昨年度と今年度には、14条地図作成作業が行われています。地域の方々に、説明会や立会で紹介していただけたことで、土地家屋調査士の業務や名称を覚えていただけたと思います。地道でありませんが、良い仕事こそが信頼と知名度をあげることに繋がると考えています。

○最後に

表示登記が、お客様(所有者)から直接依頼されることが少ないことは残念なことです。建築会社や司法書士を通じての受託が多いなどの現状からも、土地家屋調査士の業務内容が市民の方々には殆ど知られていない様です。土地家屋調査士という職業や名前を聞いた

ことさえ無い方が多いことを考えたとき、もっと業務内容の分かり易い名称であればとも思います。しかし、我々一人一人が胸を張って、「土地家屋調査士です」と言えるような自覚と責任を持って一般の方々に接していくことが土地家屋調査士の名を知っていただく近道なのかもしれません。

旭川会は、全国の50会、合計18,000名余りの会員の中にあって1、2を争う小人数会(現在61名)です。その為、予算や人員の関係でインパクトの強い広報活動は難しいのですが、今後も他会の広報活動に注目しながら、小回りという独自性を生かし知恵を発揮した広報に努めたいと考えております。

旭川会広報部 長澤寛之

会長 レポート

6月16日～7月15日

Report

6月16～17日

日調連第65回定時総会

16日

午前 総会議事運営についての打ち合わせ

午後 第65回定時総会第1日目 総会に先立って開催の記念式典には、鳩山邦夫法務大臣、河井克行法務副大臣、倉吉 敬法務省民事局長、小川秀樹同民事第二課長他にご出席いただき法務大臣表彰・感謝状の授与・贈呈式、連合会長感謝状の贈呈が行われる。法務大臣表彰は松木 昭氏(札幌会)他19名に授与された。また昨年6月まで12年にわたって連合会専務理事・事務局長をお勤めいただいた牧野 巖氏に連合会長感謝状を贈呈させていただいた。

総会初日は19年度事業経過報告に続いて決算報告を承認可決。第2号議案は、会則に新たに会員登録名簿中に土地家屋調査士法人の使用人に関する事項を記載することとする案を上程させていただいた。可決承認いただいたが、使用人の定義が明確でないことなどについて質問があり、総会後に特別の検討委員会を設置して、連合会の見解を明らかにすることとなった。

初日終了後の懇親会には河井法務副大臣、江田五月・参議院議長、保岡興治・自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟会長、山口那津男・公明党土地家屋調査士制度改革推進懇話会長、日本弁護士連合会・宮崎 誠会長ほか、各界からのご来賓多数をお迎えして盛大に開催させていただいた。

17日

午前 総会第2日目

この日の議案は収入支出項目の整備などを見直す特別会計規程の一部改正案、20年度事業計画案、同予算案に続いて、連合会費改正案を上程させていただく。今回の総会の重要議題の一つであったが、総会構成員の皆様のご賛同をいただき、可決承認いただいた。激動する時代の潮流の中、連

合会の会務も多岐にわたっているが、財政基盤の確立は焦眉の急務だっただけに全国各会の皆様のご理解に感謝あるのみ。

岡田恒男(北海道ブロック協議会長)、岡田潤一郎(四国ブロック協議会長)両議長の適格な議事運営のお陰をもって、総会に提案の全議案を可決承認いただき、正午に日程を終了した。

午後 三崎町の新会館に場所を移して新会館の披露を兼ねて倉吉 敬・法務省民事局長に記念講演をいただいた。局長からは最近の社会環境の変化と法治国家のありようを含め近年の不動産登記法や土地家屋調査士法改正の意義等についてお話しいただいた。数日前に民事局長回答が発せられた登記基準点の意義についても触れていただき、土地家屋調査士会の新しい取組みにエールをいただいた。局長のご講演終了後、前田幸保民事第二課補佐官から法務省が実施する地図混乱地域の実態調査について、その背景・目的と各单位会への協力依頼があった。

夕刻 都内のホテルで開催された日本不動産鑑定協会の平成20年度総会後の懇親会に招待をいただき出席。

18日

地理空間情報フォーラム2008

午前 横浜・みなとみらいにあるパシフィック横浜で開催の同フォーラムに出席。昨年まで全国測量技術大会として開催されていたが、今年から地理空間情報フォーラムに名称を変えて開催されたもので、日調連は主催者の日本測量協会のご尽力をいただき、昨年に続き今年も分科会を設けた。ポスターセッション形式で運営されたが、大星副会長、藤木広報部長の周到な準備と発表者の研究報告に、全国各地から集まった分科会出席者370名は多くの刺激をいただいた。

午後 瀬口専務理事、竹谷常務理事と一緒に霞が関の省庁、永田町の議員会館へ総会出席のお礼に参上させていただいた。

夕刻 都内のホテルで開催された外務大臣政務官の中山泰秀衆議院議員の政局講演会に出席。

19日

地理空間情報フォーラム 2008 2日目、平山・日弁連会長退任慰労パーティー

午前 前日に引き続きパシフィコ横浜で開催のフォーラム2日目に出席。藤木広報部長の下、兵庫県土地家屋調査士会・滋賀県土地家屋調査士会の若手調査士による展示ブースを激励。

2日目も大変なにぎわいを見せていた。

午後 日本マンション学会の藤本佳子副会長(千里金蘭大学教授)が副会長就任のあいさつに來会。日調連は日本マンション学会の法人会員でもあるが、藤本副会長はマンション学の草分けを担われた学者のお一人。私とは阪神・淡路大震災の復興過程とともに被災マンションの復興支援活動に携わった間柄の長いおつきあいだが、土地家屋調査士とマンションを巡る諸問題へのかかわりに深い関心を持っていた。

夕刻 日弁連会長職を退任された平山正剛・前会長、明賀英樹・前事務総長の退任慰労パーティーが日弁連会館内クレオホールで開催され出席。保岡興治・元法務大臣ほか法曹界、経済界、政界、官界から多数の出席を得て、司法制度改革の実施者として采配を振るわれた平山前会長の足跡を称え、盛大な慰労の会となった。平山先生は日調連総会にもいつもご出席いただき、励ましていただいたほか、隣接法律専門職種の一部としての土地家屋調査士制度にも格段のご理解をいただいた方。全国会員に代わって心からお礼を申し上げた。

20日

自民党司法制度調査会ほか

午前 8時から開催の自由民主党司法制度調査会が開催される。この日は法曹養成に関するPTで、テーマは今話題の法曹人口3000名体制の如何についてだった。

午後 会館に日本弁護士連合会民事裁判手続に関

する委員会の清水規廣・元日弁連副会長ほかの來訪をいただき、制度創設後2年半を経た筆界特定制度について連合会筆界特定制度推進PTとの合同検討会を開催。会議の冒頭にあいさつをさせていただいた。

その後、会館近くの住宅金融支援機構本店で開催のマンション再生協議会 平成20年度総会と研究報告会に出席。

21日

社団法人民事法情報センター 平成20年度定時総会

連合会顧問・香川保一先生が理事長を務められている社団法人民事法情報センターの定時総会と講演会、懇談会が霞が関の法曹会館で開催され出席。私も昨年からのセンターの理事を拝命しているが、総会出席者には裁判官・法務局長・検察官出身の方々がほとんどであるが、かつて民事局に在職されていた方も多く、懇談させていただいた。記念講演会は法務省民事局・團藤丈士総務課長による最近の民事法務行政について各般にわたっての現状報告で、勉強させていただいた。

24日

大阪会館にて開催中の近畿ブロック協議会各会会長会議に出席、挨拶させていただいた。

29日

全国社会保険労務士会連合会 総会

全国社会保険労務士会連合会(大槻哲也會長)と全国社会保険労務士政治連盟(堀谷義明会長)の平成20年度定時総会が京都プリンスホテルで開催され、夕刻からの懇親会に招待され出席。伊吹文明自由民主党幹事長ほか、各界から大勢の來賓が出席しての盛会だった。法律関連専門職団体の代表や、国会議員の先生方多数と懇談させていただいた。

なお、翌30日は一昨年の日調連がシンポジウムを開催した宝池の国際会議場で保険・労務問題をテーマに国際シンポジウムが開催され、これも大盛況であったとのこと。

7月1～2日

第2回研修部会

研修部の今年度の重要事業の一つが土地家屋調査士会 CPD の本格運用である。資格取得後の継続研修の重要性については各資格者団体とも積極的に取り組んできたが、連合会ではすでに5年前から取り組みを開始しているものの、若干遅れ気味となっている。この日は、いよいよ始まる本格運営を前に、運用規程等の最終調整の会議となった。5月に実施の全国アンケートを参考により良いシステムを構築していただくようお願いした。

2日

第4回土地家屋調査士特別研修 第1回運営委員会

ADR 認定土地家屋調査士となるための特別研修はすでに3回目の合格発表を待つ段階であるが、この日は本年度実施予定の第4回特別研修のための運営委員会が開催された。各ブロック協議会にもご協力いただいている特別研修に一人でも多くの調査士が申し込んでいただけるよう工夫をお願いした。

3日

筆界特定制度推進 PT と日調連電子認証局の運営会議に出席。

4日

中部ブロック協議会平成20年度定時総会

福井市のホテルで中部ブロック協議会（斉藤 忠会長）平成20年度定時総会が開催され出席。例年懇親会のみのお出席ということが多かったが、今年は会議の冒頭から陪席させていただき、議論の一部始終を拝見させていただいた。いま最も元気のあるブロックの一つで、この日も活発な質疑が展開されたが、上程された議案のすべてが可決承認された。総会終了後の懇親会では各会の役員諸氏と意見交換をさせていただいた。

7日

日弁連出井次長来会

2年余に亘って日本弁護士連合会事務次長としてご活躍された出井直樹弁護士が同氏と交代で新たに

事務次長に就任された伊東 卓弁護士を伴って退任と就任のあいさつに来館された。出井前次長は、事務次長に就任される前からも日弁連の司法制度改革担当委員として土地家屋調査士制度にも特段のご理解をいただき、弁護士と土地家屋調査士の連携する土地家屋調査士会 ADR の運営に関しても何かとご支援いただいた。新任の伊東 卓事務次長にも引き続きのご理解とご支援方をお願いさせていただいた。

10～11日

第2回理事会

定時総会終了後初の理事会を開催。平成20年度事業の円滑な執行のための協議が中心課題であるが、私からは新年度の事業執行にあたりいくつかのお願いをさせていただいた。尚、初日の会議終了後、法務省民事局民事第二課・前田幸保補佐官に会いただき、今年度法務省が各法務局・地方法務局で実施を予定している地図混乱地域の実態調査について、その内容周知と協力依頼を兼ねた説明会を開催。平成22年に迫った登記特別会計制度の廃止を前に、今後の地図行政の要ともなる法14条地図作成事業の組み立ての基盤データとなる実態調査には表示に関する登記の担い手である土地家屋調査士の団体として、できるだけの協力をする必要性と重要性をあらためて認識した。

11日

東北ブロック協議会定時総会

理事会2日目終了後、東北新幹線で仙台に移動。この日から2日間開催されている東北ブロック協議会（星 貞行会長）の総会と懇親会に出席するため。先の連合会定時総会へのご協力のお礼とともに、相次ぎ報道されている大地震の被災者の皆さんにお見舞いを申し上げた。

12日

仲裁 ADR 法学会総会と研究大会

早朝の新幹線で名古屋市に移動。名古屋大学で開催された仲裁 ADR 法学会に出席。我が国の ADR の生みの親ともいわれる小島武司・桐蔭横浜大学学長が会長を務める学会で、私も理事の一員となっ

ている。研究大会では医療過誤についての紛争の実相と医療に関するADRの現状について現場の医師と学者・研究者によるシンポジウムは、専門的な知見を必要とする紛争類型としては境界ADRとも通じるものがあり、興味深いものであった。

13日

関東ブロック協議会定時総会

この日は山梨県甲府市のホテルで開催された関東ブロック協議会(関延之会長)の平成20年度定時総会に出席。同ブロック協議会の総会は毎年活発な意見が出されているが、この日も時間いっぱい質疑が行われ、ブロックの活力が感じられた。

14日

法務省・中央測量講習

毎年2回、法務省の表示登記専門官等の養成を兼ねる中央測量講習に講師として出向させていただ

いている。今回も小平市の国土建設学院で50余名の受講生の皆さんに、土地家屋調査士の実務を通じて対峙している境界にまつわる諸問題について、筆界特定や境界ADRの現状を織り交ぜながら約3時間お話しさせていただいた。それにしてもこの講習の受講者の熱心さと規律にはこちらが学ばなければとの思いであった。

15日

平山日弁連前会長との懇談

今春の役員改選で日弁連会長を退任された平山正剛弁護士には、財団法人日弁連法務研究財団の役員であられた当時から土地家屋調査士ADRとその担い手である認定土地家屋調査士となるための特別研修についても最初の段階から大変なお世話になった。この日の懇談会では、改めて先生のご尽力に感謝申し上げるとともに、今後とも変わらぬご指導・ご厚誼方をお願いさせていただいた。

各部情報交換会報告

日時 平成20年7月7日 午前9時～12時
場所 福井市地域交流プラザ 会議室

福井で開催された平成20年度中部ブロック総会の翌日、福井会の提案で総会会場から移動して、中部六県各部担当者による情報交換会が実施された。総会終了後にもかかわらず、第1分科会から第5分科会に分かれ、座長の進行で各分科会とも熱心な議論があり、活発な意見交換がなされた。参加者の感想も大変良好であったことから、今後一つの情報交換の場として中部ブロック協議会の取り組みを紹介します。

《第1分科会》〔総務部・財務部〕

各会の会費（定額会費、比例会費、役員、委員等の報酬・日当の現状）会務運営に当たっての組織及び会議形態の実状



第1分科会の様子

質疑応答

- イ、会費未納（引き落しの残高不足・意図的に納めない）会員に対しての対処法
未納会員には、みなし退会の手続きをするという通知を出す等の処分をしている。
- ロ、比例会費の是非について、新しい業務としてオンライン、筆特、ADR が加わり、登記申請だけではできない理由から徴収方法に公平性がないので、年計表、請求書で自己申告するのはどうか。税法上（収益事業）問題なければの話だが。
- ハ、意見交換会を終えての全員の意見感想として、総会後の懇親会の配列が分科会ごとになっていて、翌日の分科会はスムーズに入れた。ただし、もう少しテーマを絞って集中論議をする必要があったのではないかと。

《第2分科会》〔業務部〕

1. 挨拶…街区基準点に関する近況報告として亡失していく節点・補助点の成果を維持管理が困難になるため開示しない市町もある。登記行政では国民が局側に対し抗議することを危惧し、街区基準点測量に係るリスクを負わさぬ考えを示し、今後の土地家屋調査士実務では登記情報に基準点情報を備えるために改正法以来の職責を全うするよう

常に前向きな姿勢で取り組んでいただきたい。

2. 各会の業務部近況報告

愛知会：街区基準点について、調測要領、14条作業マニュアル等を参考に基本三角点使用要領ガイドラインを取りまとめる。



第2分科会の様子

また、街区基準点包括承認の対応に追われた。

岐阜会：街区基準点について、各支部にて実地研修を行っている。また、会員相互に引照点データを共有していくために登録引照点の設置を開始、同時に会に登録データの収集管理をした。登記基準点の研究を今後取り組む予定。

93条調査報告書について、局側より登記申請に筆界確認書の添付を要しないとの連絡を受け、調査報告書の筆界確認の方法をどのように記載すれば登記官の心証をえることができるかの研修を行う。

三重会：街区基準点について、4/1より運用を開始した。包括承認については14市町の内8市町が完了、残りに関し継続して行っている。また、支部単位で実務研修を行った。

オンライン申請について、現時点では研究のタイミングを見計らっている。

福井会：街区基準点について、TSならびにGPSを使用し、同一路線にての検証を特別研修として実施した。また、街区基準点を世界測地系として使用しない、地積測量図に明記しない旨、法務局に申し入れた。

オンライン申請について、現在、研修部にて研究を行っている。

富山会：街区基準点について、原則、DID 地区内については街区基準点を利用している。また、資料管理(成果)について 25 条 2 項に関連付け、検討したい。

石川会：街区基準点について、運用に際しての依頼者に負担をかけぬよう手法を研究している。オンライン申請について、オンライン乙号申請を取り敢えず推進する。

日調連の最近の動向：登記基準点の運用について、今年度中に登記基準点成果が閲覧できるよう研究活動している。なお、成果の情報は、各単位会にてこれを管理していくこととなる。オンライン登記申請の推進について、中六から問題点を提起していかなければならない。オンライン申請特例方式について、中部六県(中六)にて事務取扱等の意見取りまとめと局側との対応のすり合わせが必要○要約情報として不都合○測量図の XML 化の不都合 → ベンダーの仕様取り違い○電子申請における登記令 13 条運用と規則 93 条調査報告書作成要領の重要性○会員の 93 条調査報告書作成要領(書く力)の統一、精査していくことが肝要。

※「中六オンライン推進担当者会議」を 8 月末に開催する。○参加者 各単位会 役員+オンライン推進担当者○開催までに各単位会において情報の収集を行う。

3. その他

石川会：街区基準点引照点設置作業は、公囀にて X・Y・T 型等の方式により街区基準点の逃げ点を設置(1,600 点)。

岐阜会：93 条調査報告書の報酬額について、土地の場合(サイクルタイム算定 3 時間)1 万円余り。建物の場合(サイクルタイム算定 2 時間)7~8 千円。作業工程ごとに段階的に入力すればストレスは感じないのでは。

福井会：街区基準点運用開始前後の分筆等継続業務について、○個別事例で法務局と相談。○区画整理区域内において従来の引照点設置方式により旧日本測地系のまま処理。○混在している区域はケースバイケース。(局側と相談)

実地検証による街区基準点の誤差について、TS ならびに GPS 測位による既設街区基準点の検証により、精度区分外の結果であった。○与点を TKY2 で処理したものであれば事態は最悪、関係市町と地理院との協議が必要では。

設置当時の観測データを利用し、与点の改測・再計算が可能である。

《第 3 分科会》(研修部)

岐阜会：(1) 単位会による会員研修会○第 1 回定例研修会「街区基準点等 公共基準点を利用した地積測量図作成に必要な技術



第 3 分科会の様子

について」○第 2 回定例研修会「調査士倫理について」「調査士の社会貢献」「93 条調査報告書及び街区基準点報告書について」○特別研修 第 1 回境界鑑定講座「民事訴訟法の基礎」○第 3 回定例研修会「改訂・分筆の手引き」「オンライン申請の対応について」○特別研修 第 2 回境界鑑定講座「裁判員制度講座」「調査士業務と時効制度(2) 新人研修会「会員の心得」「調測要領」「報酬の運用」「筆界確認の理論と実務」「実務研修(資料調査・現地調査による調査素図の作成・立会の実務)」(3) 研修計画の策定(4) その他 ○中部ブロック新人研修会「会員心得」「土地制度の歴史」「筆界確認の実務」「調測要領」「報酬の運用」「土地建物の所有及び利用上の規制関連法」「バズセッション」「調査士の事故例・保険・民事責任」「土地家屋調査士の現状と展望」○日調連 ADR 特別研修○ウェブ会議システム「Live On」の利用

平成 20 年度事業計画：○単位会による会員研修会の開催○新人研修会の開催○研修計画の策定○中部ブロック協議会及び連合会への事業への参画

愛知会：○第 1 回定例研修会「基本三角点使用要領運用と解説 その 1」○「基本三角点使用要領運用と解説 その 2」○第 2 回定例研修会「不動産登記令附則第 5 条等についての解説」「名古屋法務局不動産表示登記事務取扱規程について」○特別研修「名古屋緑政土木局における境界明示について」「名古屋法務局における乙号事件の取扱について」「新保険法施行による共済制度存続についての中間報告」○新人業務研修○「認定調査士」に係る研修会○支部研修会○中部ブロック研修会への協力○第 14 回あいち境界シンポジウム

日調連 ADR 特別研修

平成 20 年度事業計画：○不動産登記規則第 93 条但書に規定する不動産調査報告書○街区基準

点を利用した測量○筆界特定代理、ADR について○土地家屋調査士業務について○各部・公嘱協会との協力体制による研修○連合会伝達研修○オンライン申請について

三重会：「93 条調査報告書 及び 街区基準点測量について」

平成 20 年度事業計画：弁護士さんによる ADR の民法講座

富山会：「街区基準点測量」「ADR」「オンライン申請」

平成 20 年度事業計画：①業務委員会○街区基準点の運用・観測マニュアルの作成○街区基準点・数値資料の情報の情報共有にむけた研究②研修委員会○基準点等測量研修○オンライン申請・不動産調査報告書に関する研修○民法・ADR・筆界特定等の関連法規に関する研修③IT 委員会○オンライン申請への対応に向けた調査・検討 及び 研修内容の企画○街区基準点○数値資料等の情報共有に向けた研究④日調連・中部ブロック協議会 及び 他会主催研修会への参加。

石川会：街区基準点を用いた測量についての研修会○筆界特定制度に関する研修会○土地の境界に関する法律問題についての研修会○相続・成年後見制度に関する研修会○石川会 新人研修会。

平成 20 年度事業計画：街区基準点委員会研究報告○GPS に関する研修会（坐学）（実習）○七戸先生による公演○オンライン委員会研究報告○石川会新人研修

福井会：①本会定例研修会○街区基準点・不動産調査報告書・筆界確認書○ADR とは○ADR センター運用・資料センター活用・オンライン特例○街区基準点の活用による諸問題②本会特別研修○TS による観測研修○観測手簿○計算（厳密網・簡易網・点検計算）○GPS による観測実習（スタティック・RTK・VRS）○計算（GPS 解析）③本会特別研修○筆界立会い理論○紛争解決のためのコミュニケーション○筆界問題と土地家屋調査士の役割○境界鑑定事例研究④本会新人研修⑤新人自主研修⑥オンライン促進委員会設置⑦ ADR 特別研修への協力

平成 20 年度事業計画：○本会定例研修「専門家責任・倫理」「調査士の現状と将来」「業務（実務）」○本会特別研修（測量実務）— 3 回予定。（境界鑑定講座）— 4 回予定。（オンライン）— 3 回予定。○本会新人研修○フォローアップ研修○オンライン登記申請の研究○遠隔地研修の研究○他会研修会への派遣○ADR 特別研修○

調査士 CPD への対応

ウェブ会議システム「Live On」について、中六新人研修会の打ち合わせを、Live On で行う所から行っていき、ゆくゆくは Live On による遠隔地研修へ。

CPD について、大星先生による解説。研修会単位認定の方法・研修会参加の証明方法・施行予定などについて説明。

研修部員の悩みについて、各単位会で行う研修会などをどのような形でできているのか？・研修部員などの確保を、どのように行っているのか？・ADR 特別研修は、どこの担当で行っているのか？等を、6 県の代表者により各県の現状・実情が話し合われた。

《第 4 分科会》〔社会事業部〕

テーマ「筆界特定、ADR の問題と法務局との連携について」

筆界特定の現状説明と問題点

愛知会：○筆界調査委員は 56 名（内 土地家屋調査士 52 名）。○筆界調査委員の業務に対する意見交換・研修（意見書作成能力向上を含む）を行っている。○意見書作成に迅速性が求められている。○地域ごとにグループリーダーを選任し、相談・助言をおこなっている。



第 4 分科会の様子

○地域ごとにグループリーダーを選任し、相談・助言をおこなっている。

三重会：○筆界調査委員の報酬アップを望んでいる。○地域によって申請件数のばらつきがあり、筆界調査員の負担に偏りがある。○信頼ができる資料が無い地域での筆特申請が取下げされた事例がある。今後の対応に苦慮している。○官公署による筆界特定申請の場合、自ら測量をせずに法務局に測量を任せる傾向がある。公嘱協会の活用も検討したい。

岐阜会：○筆界調査委員は 37 名（内 土地家屋調査士 30 名）○月 2、3 件の申請があるが、地域的に偏りがある。○法務局と会で委員会をつくり、年 2 回程度協議を行い、問題点の共有化を図っている。○筆界特定における外部委託測量の場合は、法務局が筆界調査委員を含めた三者見積もりを行っている。○意見書には、相手方の主張に対しての意見を丁寧に記載し、どういう特定をしたか相手方に伝える努力をすべきである。一般会員研修において代理人能力の

向上を図っている。

富山会：○都市部における申請件数が増加したため筆界調査委員を増員した。(筆界調査委員 26 名中、調査士 22 名) ○法務局主導による特定事例があるため、筆界調査委員の積極的な関与を模索している。○意見聴取期日において相手方の出席率が高い。公的制度の強さを感じているとともに ADR (民間) との違いを感じている。○測量費用の高さから取下げる件数が多い。○一般会員に対して代理人としての心構えについての研修会を検討している。

石川会：○申請はそれほど多くない。○調査士会が積極的に筆界特定に関与するため、「筆界特定業務支援委員会」を設置した。○筆界特定のノウハウ及び結果を調査士会に蓄積する方法を模索している。○筆界調査委員の報酬等の待遇改善を求めている。○法務局の人員が少ないため資料の提供に時間がかかる。○意見検討委員会を設置し、筆界調査委員への助言などができるようにする予定である。

福井会：○職権による資料調査は効果が高いため、有効に活用すべきである。○筆界調査委員を二人体制にしているが、統一した意見を提出するように法務局からの指導がある。この場合、相違する意見の場合は二通の意見書を提出し、最終的に筆界特定登記官の判断にゆだねたい。○意見の取りまとめや意見書の作成について、相当の時間を要する割には報酬が安すぎる。○取り下げや、却下の件数が多いように思う。この理由として予納金の不払いは仕方ないとしても、地図訂正が絡む事例について筆界特定では対処できない事例が報告されている(対象土地が 3 筆以上のプラス表示 (1+2+3) の場合など)。申請者などに対し、最終的な解決方法について法務局のアドバイスがあっても良いのではないか。○筆界特定後に筆界確定訴訟に移行した事例がある。筆界特定の利用促進について法務局、調査士会、裁判所の三者協議が必要と考える。○官公庁からの申請については、予納金制度が会計法の規制から困難であるとの相談がある。連合会を通じて改善を求めたい。○申請件数が減少傾向にある。筆界特定が必ずしも最終的な紛争解決にならないことに対する不信感が広がっているのではないかと危惧している。ADR との連携を図りたい。○筆界調査委員と法務局間でのメールのやり取りが可能になった。

その他の意見：○過去の地積測量図を否定しなければならぬ事例も考えられる。調査士の専門

家としての責任のあり方について検討すべきである。○筆界特定事例(取り下げ事例も含めて)を会員に開示することで、筆界特定制度の理解を深めたい。

当事者が納得できる紛争解決のため、ADR との連携をはじめ柔軟な対応を模索すべきである。

ADR の現状報告と問題点について

愛知会：○法務大臣認証を受けるべく体制作りをしているほか、PR 活動に力を入れている(ポスターを作製) ○今年継続している調停件数は 4 件○電話相談で終了している事例が多い○弁護士会の紛争問題解決センター、および法テラスと交流を行っている○福井会の相談前置主義というのは特長的で良いと思う。

三重会：○この分科会の中で唯一設立されていない。準備中である。○設立に際し、会と会員に対してセンターの設立意義、費用対効果等の説明を行わなければならない。○設立後は筆特だけでは対応できない部分をカバーしたいと思う。

岐阜会：○マスメディアを利用した PR の結果、相談件数が多かったが、最近減少傾向にある。○調停が何件か成立すれば、運営費用はまかなえる。成立に向けて努力したい。○会員に対して説明と専門家による研修をしている。今年も 9 月にミディエーションの研修を 4 日間の予定で実施する。○法務局とセンターで「たらいまわし」をしないよう互いに協議をしている。○法務大臣認証は、効果およびランニングコストを考えて検討中。

富山会：○設立当初は問い合わせが多かった。H19 年度は成立 1 件。○リーフレット形式の PR は費用がかかるため、ポスターによる PR の準備を進めている。

石川会：○相談件数が減少傾向にある。広報および調査士の認識を高める方策を検討中。○筆特より ADR の方が現実に解決しやすいと考え、筆界特定から ADR ヘシフトしていくべきではないかという会の認識が変わりつつある。○調査士個人が ADR の宣伝マンである(調査士が持ち込んでくることを期待したい)。○今年中の法務大臣認証にむけて愛媛会の資料をアレンジしている。

福井会：○後援者として法務局名の入ったポスターを作成した。○毎月無料登記相談を行っているが、予約も順調である。○弁護士会とは数年前から合同相談会を設けており、協力関係はスムーズ。○認証に向けて、福井に合った規則、フローチャート、確認表を作成中。○筆特と ADR への理解を深めるための会員に対する

研修を実施していきたい。○認証を受けることで、依頼者および相手方の安心感が高まると考えている。

その他の意見：認定調査士の活用について検討すべきである。一般事件の中でも難しいものは認定調査士に依頼するという雰囲気が出てくればと思う。

筆界鑑定能力（ADR や筆界特定における書面作成能力も含めて）向上のための研修のあり方について愛知会で部会を開催予定である。

《第5分科会》〔広報部〕

石川会：予算 230 万円、前年度 40 万円増。新聞広告、会報誌年 2 回。従来 H.P は事務局に任せており予算は付けていませんで



第5分科会の様子

したが、今後他の情報発信手段と比べると費用対効果が望めるだろうと、予算増の部分を H.P のリニューアルにあて、より戦略的、効果的な広報が出来るようにと考えています。登記相談は本会はやってないが、支部単位、及び社会事業部が士業合同でやっている。対外的ネタとして相談センターは良いとおもう。広報部として関わっていないが、今後関わっていききたいと思う。

福井会：予算 329 万円、前年度 30 万円減。予算の減少もありますが、広報は大事な仕事でありますので、効果的な費用の使い方を考えています。会報誌は一昨年度まで年 3 回でしたが 2 回にし、その分 H.P に力を入れていき、会員にもペーパー発信ばかりでなく、データとしても活用して頂ける様 H.P の拡充に取り組んでいるところです。登記相談は本会主催で年 2 回。月 1 度事務局会館。年数回、福井市の出張相談会。

岐阜会：予算 457 万円、前年度 20 万円減。新聞広告年 2 回（会員より名刺広告として 1 万円徴収）、会報誌は 2 回で、福井会の形に似たものを出しています。高校に配付もと考えておりますが、対外的なものではなく、愛知、富山会の広報誌を参考にしていきたいと思っておりますが、なかなか難しい現状です。H.P に会員の研修単位を載せていますが、意外と役所がそれを見ており各会員の評価をしていることをよく聞きます。載せかたを徐々に良くしていこうと考

えています。テレビ広告は 10 年程続けている。ローカル番組に計 5 分の 6 回枠を 58 万円で買い、会長、支部長等に出て貰い、調査士業の内容、立会いのお願い等のアピールをする目的で夕方 6 時頃放映しています。その時間帯を地元のテレビ局が力を入れているのがわかるので、テレビですから誰が見ているかわかりませんが、費用もかかりますが、しばらくは続けていこうと思っています。登記相談は本会は主催していない。以前は支部単位でしていた。他士業とも組んでいない。

三重会：予算 220 万円、前年度 5 万円減。会報誌年 2 回。会より対外的広告を要求されており、新聞広告、看板等を考えていますが費用対効果が見えない。H.P は事務局にまかせており予算は付けていません。受験者も減少するなか調査士の PR をいかにしていくか、他会の動向が非常に気になります。初めての広報担でもあり皆さんの意見を参考にしたいと思っています。登記相談は広報担当ではないが、月 2 回理事が担当しています。また支部単位でしているところもあります。

富山会：予算 181 万円、前年度 50 万円減。会報誌 1 回。表紙に映画「剣岳 点の記」のワンシーンを使用、これは剣岳三角点測量 100 年記念にあたり、新田次郎原作の小説を東映が映画化したものです。新聞広告年 1 回。対外的広報活動として、各市町村の固定資産税課に、連合会作成の未登記建物の解消パンフレットの設置依頼を、今年のメイン予定にしたいと思っています。登記相談は、土地の日に各事務所で相談会を開いております。富山市役所に於いて市民相談として、月 1 回司法書士会と組んでしております。

愛知会：予算 612 万円、前年度 20 万円増。会報は会務通信として月 1 回（A3 二つ折り 4P）。新聞広告 1 回（東海 3 県 1100 万部）。H.P は 2 年前に全面リニューアルし、以後管理は業者に依頼。テレビ広告は「テレビ愛知」に製作費込み 200 万円で 80 回放映予定（無料相談会、境界シンポジウム時にそれぞれ 40 回）。登記相談は本会として電話を受けるくらいで、各支部が市民相談としてやっている。広報担当としては隣接士業で月 1 回しております。

その他意見：H.P のバナー広告使用について・連合会作成 DVD について・兵庫会会員使用のファイルケースの紹介・各会事務局使用の封筒一括導入について。

以上了解し、閉会した。

第23回

写真コンクール 開催

日本土地家屋調査士会連合会の厚生事業の一環として、例年どおり写真コンクールを開催し、全国各地の同好の士 27 名からお寄せいただいた 48 点の作品の中から、上位入賞の作品が第 65 回定時総会会場に展示され、総会に華を添えました。



審査に当たられた日本写真家協会常務理事・木村恵一先生には、趣深い観点からの審査をもって、上位入賞作品それぞれに選評していただきました。

入賞作品の一部は、本誌「土地家屋調査士」の表紙に採用させていただきます。先生の書評にもあるとおり、最近では、デジタル一眼レフカメラで気軽に撮影を楽しめるようになりました。皆様もぜひ次回のコンクールに参加して、ご自身の写真で会報を飾っていただけるのはいかがでしょうか。



本紙面において、ご応募された全ての方々と、審査及び総評をいただきました木村先生に感謝申し上げますとともに、次回も多くの方からのご応募を心からお待ちしております。

(財務部)



連合会長賞

「見返れば愛敬」 椎名 弘（神奈川県）

写真は一瞬のチャンスをどう捉えるかで決まります。この写真、フランスのアルル地方のカーニバルで撮影したそうですね。着飾った婦人が祭を心から楽しんでいる様子を顔のクローズアップで素晴らしい瞬間を捉えました。アップの写真でありながらこの地方の風俗などもしっかりと見せるなど、さすがにベテランのカメラワークです。



金賞「最後の雄姿」 石沢 直行（静岡県）

美しい風景です。夕陽に輝いていた富士山が日没とともに消える直前の雄姿と、港の風景を、丘の上から絶好のタイミングで捉えました。天候や雲の状態などを調べながら、何日も通って撮影した様子が想像できます。



銀賞「初舞台」

布施 智宏（栃木会）

幼稚園のパレードに初参加するわが息子の晴れ姿を、しっかりとしたフレーミングで撮りました。少し緊張しながら演奏する様子を、望遠レンズを上手に使って撮っています。撮影者の父親も一瞬を逃さず撮るためには、さぞ緊張したことでしょう。



銀賞「振向く地藏」

太田 正人（長野会）

面白い地藏に出会えましたね。並び地藏は全国に多くありますが、一体だけ振り返る地藏はおそらくここだけでしょう。色違いの帽子をかぶり一体が振り返って人生、時には振り返ることも必要、とでも云っているのでしょうか。ローアングルで立体感のある構図で撮りました。



銅賞「雪窓」

初瀬 武美（秋田会）

楽しい光景です。なつかしいへへのもへじが書かれたさまざまな球体が並んでいます。たぶんお店の装飾に使用されている定置網用の浮きなのでしょう。大きさや色を上手に配した配置がまっていますね。降ってきた雪が雰囲気を盛りあげさせています。



銅賞「未来の海女」

濱田 眞行（三重会）

伊勢志摩は今も海女さんが活躍する土地ですね。この写真は未来の海女をめざす少女たちが実習している姿なのではないでしょうか。伝統を受け継ぐ姿にたくましさを感じられます。上から俯瞰した良いカメラアングルで撮りました。



銅賞

「春風駘蕩」

高橋 幹雄（大阪会）

春爛漫、満開の桜のトンネルを独占しつつゆったりと歩を進め、花見を楽しんでいる様子が楽しく撮れています。望遠レンズを上手に使い、遠方をボカして人物を浮き上がらせるなど、優れた技術はプロ並みです。

入選

市川由紀子	神奈川会	「伊豆沼の夜明け」
手塚 一雄	栃木会	「スプリングトレーン」
鳴原 孟志	栃木会	「巡礼」
袴田 安子	静岡会	「公園のノラ」
藤本 紘一	山梨会	「ハニ族の女」
芦澤 武	山梨会	「こいのぼり」
古幡 琢助	長野会	「アルプス もゆる」
伝農 一夫	秋田会	「いぶり大根作り」
山本 隆博	香川会	「朝日にむかい」

佳作

石瀬 正憲	東京会	「桜の競演」
中川 淳	神奈川会	「杭のある風景」
立原 英二	茨城会	「桜を楽しむ」
溝口 敏雄	兵庫会	「ポピー」
山田 耕造	和歌山会	「うすずみ公園の昼時」
甲斐 武徳	福岡会	「大地の子」
立石 五月	鹿児島会	「静穏な時」
高橋 治郎	宮城会	「日の出、西行戻しの松」



総評

今回はデジタル写真の応募がかなり多くなりました。昨年のデジタルカメラの生産台数は1000万台、そのうち100万台がデジタル一眼レフです。最近ではデジタルプリンターも廉価で性能のよい製品も多く販売され、プロラボでのプリントに近いものが自分で楽しみながら作れるようになってきました。デジタル写真は、撮影してもプリントしなければ価値がありません。記録を残しておくためにもデータで保存するだけではなく、カットを選んでぜひプリントをつくる習慣を身につけてほしいものです。

木村 恵一

平成21年度 明海大学不動産学部企業推薦入試のご案内

明海大学不動産学部は、日本土地家屋調査士会連合会〔日調連〕との協定にもとづいて、団体会員の子弟及び不動産関係先の子弟等を毎年受け入れています。不動産関連業界の人材育成・後継者養成のため、明海大学不動産学部の企業推薦特別入試制度のご活用をご検討下さい。

1. 企業推薦 出願要領 出願資格

- (1) 明海大学不動産学部を第一志望とし、次の①から③のいずれかに該当する資格を有し、かつ(2)の要件を満たす者。
- ①高等学校、または中等教育学校を卒業した者及び2009(平成21)年3月卒業見込みの者
 - ②通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び2009(平成21)年3月終了見込みの者
 - ③学校教育法施行規則第69条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び2009(平成21)年3月31日までにこれに該当する見込みの者
- (2) 日本土地家屋調査士会連合会〔日調連〕から推薦を受けた者で、各団体の提示する条件を満たすもの
- 協定団体の推薦を受けると、面接のみで受験できます。

2. 企業推薦 願書受付期限等

A日程

- (1) 願書受付期限…平成20年10月31日(金)～11月7日(金)(日調連 必着)
(2) 試験日…平成20年11月15日(土) (3) 合格発表日…平成20年11月20日(木)

B日程

- (1) 願書受付期限…平成21年2月2日(月)～2月6日(金)(日調連 必着)
(2) 試験日…平成21年2月15日(日) (3) 合格発表日…平成21年2月19日(木)
※募集人員は35名です。

出願をご希望の方 まずは、出願書類をお取り寄せ下さい!

出願書類のお取り寄せ・お問い合わせは 日本土地家屋調査士会連合会事務局 03-3292-0050 (代)
または 明海大学浦安キャンパス 入試事務室 047-335-5116 (直)

3. 明海大学不動産学部 保護者向けに進学セミナー

- ◎日 時：平成20年9月13日(土) 15:30～18:30
◎場 所：明海大学浦安キャンパス(千葉県浦安市明海1丁目) JR京葉線「新浦安」駅下車 徒歩約10分
◎内 容：講演：「これからの不動産業界の展望」：林亜夫(明海大学 不動産学部長)
パネルディスカッション：「不動産学を学ぶ意味」司会：齊藤広子(不動産学部教授)
不動産学部の教育プログラム：中城康彦(不動産学部教授)
不動産学部教員との意見交換会
- ◎対 象：高校生の保護者。高校生の同伴はご自由です。 ◎参加費：無料
◎予 約：事前予約が必要です。以下、予約・問い合わせ先にご予約ください。
◎当日は、10:30～15:00まで、浦安キャンパスではオープンキャンパスを行っております。御子弟と早めに御来校いただければ、模擬授業や教員による個別進路相談、学内見学、学食体験などにご参加いただけます。詳しくは、下記までお問い合わせいただくか、ホームページ <http://www.meikai.ac.jp/opencampus/urayasu/index.shtml> をご覧ください。
◎予約・問い合わせ先：koho999@meikai.ac.jp(企画広報課メールアドレス)に、タイトルを「不動産学部進学セミナー参加」とし、①参加者氏名(複数人いる場合は全員の氏名を明記) ②参加者の身分 ③電話番号を明記の上、メールにてお申し込みください。 予約締切り：9月10日(水)まで
- ★セミナーについてのお問い合わせは、企画広報課(担当：古家 TEL 047-355-1101)までご連絡ください。

鹿児島会 福島敏夫会員

平成 20 年 6 月 26 日、土地家屋調査士として 50 年以上現役で活躍されている、福島敏夫先生のお話をうかがうため、大星副会長と共に鹿児島を訪れました。福島先生は昭和 31 年 12 月より土地家屋調査士を開業されて、現在 78 歳になられます。

まずは写真をご覧ください。福島先生の事務所を訪問したのですが、福島先生の取材ということで、鹿児島会・馬場副会長をはじめ、鹿児島会の皆様がこれだけ集まってくださいました。馬場副会長を「馬場ちゃん」と気さくにお呼びになられたり、鹿児島会の若手の会員とも自然にお話しされる福島先生。先生のお人柄か、時々話しが脱線しながらも楽しい雰囲気でお話をうかがうことができました。



馬場副会長によると、最近、鹿児島市役所から、昭和 26 年以降に作成された分筆申告図が見つかり、現在、鹿児島会の資料センターに保管すべくデータを作成されているとのことですが、その中に福島先生の作成された図面が沢山発見されたそうです。その図面にはきちんと点間距離も記載され、福島先生が厳格に業務を行なわれていたことがうかがえるとのこと。まずは開業当時のお話から。

昭和 25、6 年頃は農業委員会が用地買収や、官有地の売り払いを行なわれていたそうです。当時、福島先生は、鹿児島市の農業委員会に臨時職員として勤務されており、農業委員さんと自然に顔見知りとなり、臨時職員を退職後、その農業委員のみなさんから土地の分筆等の業務を依頼されたことから、この世界に入られました。しかし、その当時は土地家屋調査士ではなかったため、法務局より注意を受け、これではいけないと土地家屋調査士の登録をされたとのこと。

開業当初は事務の女性とお二人だったそうで、測量をする時にポールを持つのはお客さん。当時は平板で測量



開業当時

されていましたが、現場で方向の線は引かれるものの、距離を測ってもそれを控えておいて、その場では点を作られなかったそうです。事務所に帰って、きちっと測って点を作ってから結線されていて、そうすることでチェックをし、間違いが起こらないよう工夫されていたとのこと。

昭和 35 年から昭和 46 年頃は、年間約 800 件の仕事をこなされており、昼は平板で測量、夜は懐中電灯を持っての建物調査が当たり前だったそうです。

福島先生がトランシットに切り替えられたのは昭和 56 年頃からだそうで、その時の印象をお聞きすると、「こういう新しい技術が出てきたのだから、これに対応するのは自然なことだと、とくに抵抗もありませんでした。むしろずっと平板測量をしている会員に対して、『まだ平板で測量しているのか。』と言っていました。」

また、現在は土地家屋調査士に 93 条不動産調査報告書、規則 77 条の基本三角点等を利用した測量や、オンライン申請といったことが求められるようになってきていますが、これにも、「このような流れは自然なものではないでしょうか。地価が上がったり、境界紛争が起こったりして、世間がこういうことを土地家屋調査士に求めているのだと思います。我々土地家屋調査士のためにもなると思いますよ。」と、非常に前向きに、また柔軟な考えをお持ちであることが印象的でした。

もう一つ印象的だったのが、非常に物を大事にされていることです。昭和 33 年の連合会の会報（当時は「日本土地家屋調査士会連合会」ではなく、「全国土地家屋調査士会連合会」だった!）、野帳や平

板測量されたケント紙も大事に保管されていました。

現場の道具も、丁寧に手入れをされているそうです。「鎌も自分で研ぎますし、シャベルも洗った後に油で拭いてピカピカに磨いている。ちゃんと片付けていけば次に使うときにもすぐ使えます。電話は今でも黒電話を使っていますし、車もマニュアル車。予定表も開業当初から使っている黒板。面倒くさい、楽をするというのが嫌いです。若い人から見れば、『福島はケチだ』、となるのかもしれないが、勿体ないんですよ。」

福島先生のお話を受けて、鹿児島会の方が、「このように道具を大事にされる方は仕事もきちんとされる。こういうことが全てに通じているのだと感心しました。」とおっしゃっていました。このように、若い土地家屋調査士にとってお手本になる先輩が身近に、しかも現役でいらっしゃることは幸せなことだと思います。福島先生は14条地図作成作業も行なわれており、福島先生と一緒に仕事をするのは大変勉強になるそうです。

そこで福島先生に若い会員へのアドバイスをお願いすると、「頭を低くすること、挨拶が第一。怒って喧嘩しても自分の損ですよ。」とにこやかに、穏やかにお答えいただきました。

最後に、ここまで業務を続けてこられた秘訣をお聞きすると、「身体は小さいが、元気だったことかな。風邪をひいて仕事を休んだということがまずない。それから暴飲暴食を慎むこと。お酒は大好きだが、適量で止めています。」とのことでした。風聞では、さんざん飲み食いした後、真夜中に焼肉を食べて、ラーメンで済むという若い会員がいるそうですが、福島先生を見習っていただきたいものだと思います。

福島先生は長く続けられた秘訣を健康だとおっしゃいましたが(実際、とても78歳に見えないくらいお元気でした)、個人的には業務の変化に前向きに対応されてこられたこと、若手に対して「頭を低く」対等に付き合われること、なにより土地家屋調査士という仕事を愛されていることではないかな、と感じました。



現場作業

福島先生はゴルフと踊りが趣味だそうです。今回、会合などがあるとよく披露されるという、踊りを拝見できなかったことがちょっと残念です。もう一つの趣味であるゴルフについては、連合会のゴルフ大会も一度欠席されたのみで、ほぼ毎回参加されているそうです。「今年も石川へ行く」と張り切っておっしゃいました。

福島先生のお話を拝聴できたこと、貴重な資料を拝見させていただいたこと、本当にありがとうございました。福島先生のますますのご活躍を祈念いたします。

それから、空港や駅へ迎えにきていただいた鹿児島会・馬場幸二副会長、放生会正美さん、大変お世話になりました。また、鹿児島会・坂元均会長をはじめ「調友会」の皆様、盛大な懇親会まで開催していただき、本当にありがとうございました。

それから、空港や駅へ迎えにきていただいた鹿児島会・馬場幸二副会長、放生会正美さん、大変お世話になりました。また、鹿児島会・坂元均会長をはじめ「調友会」の皆様、盛大な懇親会まで開催していただき、本当にありがとうございました。

(取材：広報員 山本幸伸)



第6回国際地籍シンポジウム(korea 2008)

来る平成20年10月8日(水)～10日(金)の期間において、大韓民国(以下「韓国」という。)において「第6回国際地籍シンポジウム」が開催されます。

国際地籍シンポジウムは、平成10年秋に台湾で開催された、韓国・台湾・日本を核として、研究者・実務家の研究大会において設立された「国際地籍学会」が主催するもので、2年毎に持ち回りで開催されています。以来、日本土地家屋調査士会連合会は、この国際地籍学会の活動に積極的に参画して参りました。平成12年に第2回大会を東京で、また、平成18年に第5回大会を京都で開催されたところであり、特に、第5回の国際地籍シンポジウムは、国立京都国際会議場が満席となるほど多数の会員や関連団体の方等が出席する中、錦秋の古都で「京都地籍宣言」を行ったことはご記憶に新しいことと存じます。

奇しくも、昨年8月には《地理空間情報活用推進基本法》が施行されました。この法律は、NSDI法(National Spatial Data Infrastructure; 国土空間データ基盤法/以下NSDI)をいかに国家として整備、更新し、国民の豊かで、安心・安全な生活を実現するために活用するかという社会基盤整備の基本でもあります。記憶に新しい1995年の阪神・淡路大震災をきっかけに、従来は各主体がバラバラに整備されていた基盤

空間データを重要な社会インフラとみなして相互に利活用するような仕組みの構築、技術革新、制度等の整備が国策として進められています。NSDIは、骨格的なGISだけではなく、GISデータ、或いはサービスの提供を推進する組織、人材、教育、そして技術を含む広義での社会情報基盤の構築が不可欠であり、今回、韓国において開催されます本シンポジウムでは、国際交流を中核として、当連合会も、分科会での会員研究論文発表等、積極的な活動を行いたいと考えています。日本の地籍の明日を考えるためには、国際比較がとても重要な事柄だと考えるからであります。

地域、国を越えた地籍に関するさまざまな分野で活躍されている専門家、実務家、研究者、関係機関等の発表の場でもあり、土地家屋調査士CPDとしても対象研修として、参加者に対してCPDのポイントを付与する予定です。

つきましては、本シンポジウムへの、会員諸兄の参加につきまして、ご協力とご理解を賜われますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本シンポジウムに関しましては、研修旅行も併せ企画しております。奮ってお申込の程よろしくお願いいたします。後日詳細が判り次第、ホームページ等にもご案内を掲載いたします。

韓国 5日の旅

日 程 表

4泊5日コース

	月 日	地 名	時 刻	交通機関	行 程	朝	昼	夕
1	10月7日 (火)	東京(成田) 関西(関空) 中部(名古屋) 新千歳 福岡 発 ソウル(仁川)着	午後 夕刻	航空機 専用車	空路ソウルへ 到着後ホテルへ (ソウル泊)	×	×	○
2	10月8日 (水)	ソウル滞在		専用車	KINTEX へ移動、式典・分科会ご参加 ◆同伴者の皆様はフリータイム 同伴者の皆様にはオプションツアーもご用意しております。 (ソウル泊)	○	×	○
3	10月9日 (木)	ソウル滞在		専用車	KINTEX へ移動、式典・分科会ご参加 ◆同伴者の皆様はフリータイム 同伴者の皆様にはオプションツアーもご用意しております。 (ソウル泊)	○	×	○
4	10月10日 (金)	ソウル滞在			技術研修及び自由行動 ◆同伴者の皆様はフリータイム 同伴者の皆様にはオプションツアーもご用意しております。 (ソウル泊)	○	×	×
5	10月11日 (土)	ソウル 発 東京(成田) 関西(関空) 中部(名古屋) 新千歳 福岡 着	午前 午後 夕刻	専用車 航空機	ショッピング 空港へ 通関後 解散	×	×	×

【時間帯の目安】 早朝= 4:00～6:00 朝= 6:00～8:00 午前= 8:00～12:00 昼= 12:00～13:00 午後= 13:00～17:00
夕刻= 17:00～19:00 夜= 19:00～23:00 深夜= 23:00～4:00

※上記の日程は、2008年7月14日現在の情報に基づいて作成しております。
※マイレージサービスのお問合せは直接当該航空会社へお願いします。

■旅行期間：2008年10月7日(火)～10月11日(土)5日間

■募集人員：70名(最少催行人員：25名)

■旅行代金(5日間コース)：103,000円

(一人部屋利用追加代金4泊分52,000円)

福岡発追加代金：-3,000円 新千歳発追加代金：13,000円

関西発・名古屋発は成田発と同料金になります。

■食事(機内食を除く)：朝食3回、昼食0回、夕食3回

■利用予定航空会社：日本航空、大韓航空、アジアナ航空

■利用予定ホテル：ルネッサンスホテルソウル同等クラスホテル(2名1室利用)

■添乗員：成田空港より1名同行します。

■申込期限：9月3日(水)まで

「旅行代金には燃油サーチャージ(目安7,600円/7月1日現在)並びに、現地空港諸税(約3,000円)及び日本の空港施設使用料は含まれておりません。別途お支払いいただきます。」

オプションツアー *別途料金がかかります

- ①ソウル市内観光(約5時間)：景福宮-民族博物館-青瓦台通り-ショッピング(7,500円)
- ②ソウル終日観光(約8時間)：景福宮-民族博物館-青瓦台通り-戦争記念館-南山公園-梨泰院-ショッピング(12,000円)
- ③世界遺産巡りツアー(約8時間)：宋廟-昌徳宮-水原城-民族村-ショッピング(12,000円)
- ④冬のソナタロケ地観光(約9時間)：ナミ島(恋愛café・並木の道)-孔之川-中島-ドラマ高校の塀-バス停通り-明洞通り(15,000円)
- ⑤アカスリエステ(約2時間)：汗蒸幕+アカスリ+オイルマッサージ+きゅうりパック(12,500円)

韓国 3日の旅

日 程 表

2泊3日コース

	月 日	地 名	時 刻	交通機関	行 程	朝	昼	夕
1	10月8日 (水)	東京(羽田) 発 ソウル(金浦) 着	午前 昼	航空機 専用車	空路ソウルへ 到着後 KINTEX 会議場へ 式典・分科会終了後ホテルへ 市内にて夕食 (ソウル泊)	×	○ 機内	○
2	10月9日 (木)	ソウル滞在		専用車	KINTEX へ移動、式典・分科会に参加 ◆同伴者の皆様はフリータイム 同伴者の皆様にはオプションツアーもご用意しております。 (ソウル泊)	○	×	○
3	10月10日 (金)	ソウル滞在 ソウル(金浦) 発 東京(羽田) 着	夕刻 夜	専用車 航空機	技術研修及び自由行動 ◆同伴者の皆様はフリータイム 同伴者の皆様にはオプションツアーもご用意しております。 空港へ 帰路東京へ 通関後 解散	○	×	×

【時間帯の目安】 早朝= 4:00～6:00 朝= 6:00～8:00 午前= 8:00～12:00 昼= 12:00～13:00 午後= 13:00～17:00
夕刻= 17:00～19:00 夜= 19:00～23:00 深夜= 23:00～4:00

※上記の日程は、2008年7月14日現在の情報に基づいて作成しております。

※会議参加のスケジュール上、ご出発は羽田からとさせていただきます。

※マイレージサービスのお問い合わせは直接当該航空会社へお願いします。

■旅行期間：10月8日(水)～10月10日(金)3日間

■募集人員：20名(最少催行人員：2名)

■旅行代金：98,000円(一人部屋利用追加代金2泊分26,000円)

■食事(機内食を除く)：朝食2回、昼食0回、夕食2回(3日間)

■利用予定航空会社：日本航空、大韓航空、アジアナ航空

■利用予定ホテル：ルネッサンスホテルソウル同等クラスホテル(2名1室利用)

■添乗員：羽田からは同行しませんが、現地にて4泊5日コース同行の添乗員がお待ちしております。

■申込期限：9月3日(水)まで

「旅行代金には燃油サーチャージ(目安7,600円/7月1日現在)並びに、現地空港諸税(約3,000円)及び日本の空港施設使用料は含まれておりません。別途お支払いいただきます。」

お問合せ・お申込・資料請求先

(株)日本旅行 イベントコンベンション営業部

国土交通大臣登録旅行業第2号(社)日本旅行業協会正会員
〒104-0061 東京都中央区銀座7-13-10 日本興亜銀座ビル5階

FAX: 03-5565-9899 電話: 03-5565-9895

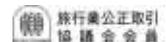
受付時間: 平日9:30～17:30 土・日・祝祭日休み

担当: 国際地籍シンポジウム Desk

E-mail: mayuko_arai@nta.co.jp

総合旅行業務取扱管理者: 阪本雅弘

総合旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う支店での取引に関する責任者です。
この旅行契約に関し担当者からの説明にご不明な点があればご遠慮なく取扱管理者にお尋ね下さい。



イベント企画

日本土地家屋調査士会連合会

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館

電話: 03-3292-0050 FAX: 03-3292-0059

通知 「不動産登記規則等の一部を改正する省令」の公布・施行について

平成 20 年 7 月 22 日付け法務省令第 46 号において「不動産登記規則等の一部を改正する省令」が公布・施行されましたので、標記規則の新旧対照表を以下に掲載します。

不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）新旧対照条文 (傍線部分は改正部分)

平成 20 年 7 月 22 日法務省令第 46 号による改正後	同改正前
<p>(保存期間)</p> <p>第 28 条 (略)</p> <p>一～八 (略)</p> <p><u>九 表示に関する登記の申請情報及びその添付情報 受付の日から 30 年間 (第 20 条第 3 項 (第 22 条第 2 項において準用する場合を含む。)) の規定により申請書類つづり込み帳につづり込まれたもの</u> <u>にあっては、電磁的記録に記録して保存した日から 30 年間</u></p> <p><u>十 権利に関する登記の申請情報及びその添付情報 (申請情報及びその添付情報以外の情報であって申請書類つづり込み帳につづり込まれた書類に記載されたものを含む。次号において同じ。)</u> <u>受付の日から 30 年間 (第 21 条第 2 項において準用する第 20 条第 3 項の規定により申請書類つづり込み帳につづり込まれたもの</u> <u>にあっては、電磁的記録に記録して保存した日から 30 年間</u></p> <p>十一 職権表示登記等事件簿に記載された情報 立件の日から 30 年間</p> <p>十二 職権表示登記等書類つづり込み帳につづり込まれた書類に記載された情報 立件の日から 30 年間</p> <p>十三 土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図 (第 20 条第 3 項 (第 22 条第 2 項において準用する場合を含む。)) の規定により申請書類つづり込み帳につづり込まれたものを除く。) 永久 (閉鎖したものにあっては、閉鎖した日から 30 年間)</p> <p>十四 地役権図面 (第 21 条第 2 項において準用する第 20 条第 3 項の規定により申請書類つづり込み帳につづり込まれたものを除く。) 閉鎖した日から 30 年間</p> <p>十五～十八 (略)</p> <p>(資格証明情報の省略)</p> <p>第 36 条 令第 7 条第 1 項第 1 号の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 申請を受ける登記所が、当該法人の登記 (当該法人の代表者の氏名及び住所を含むものに限る。次号、第 193 条第 5 項、第 209 条第 1 項第 1 号、第 227 条第 4 項、第 238 条第 5 項及び第 243 条第 1 項において同じ。) を受けた登記所と同一であり、かつ、法務大臣が指定した登記所以外のものである場合</p> <p><u>二 申請を受ける登記所が、当該法人の登記を受けた登記所と同一である登記所に準ずるものとして法務大臣が指定した登記所である場合</u></p> <p>三 支配人その他の法令の規定により登記の申請をすることができる法人の代理人が、当該法人を代理して登記の申請をする場合</p> <p>2 令第 7 条第 1 項第 2 号の法務省令で定める場合は、支配人その他の法令の規定により登記の申請をすることができる法人の代理人が当該法人を代理して登記の申請をする場合であって、次に掲げるときとする。</p> <p><u>一 申請を受ける登記所が、当該法人についての当該代理人の登記を受けた登記所と同一であり、かつ、法務大臣が指定した登記所以外のものであるとき。</u></p> <p><u>二 申請を受ける登記所が、当該法人についての当該代理人の登記を受けた登記所と同一である登記所に準ずるものとして法務大臣が指定した登記所であるとき。</u></p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(保存期間)</p> <p>第 28 条 (同左)</p> <p>一～八 (同左)</p> <p>九 権利に関する登記の申請情報及びその添付情報 (申請情報及びその添付情報以外の情報であって申請書類つづり込み帳につづり込まれた書類に記載されたものを含む。次号において同じ。) 受付の日から 10 年間</p> <p><u>十 表示に関する登記の申請情報及びその添付情報 受付の日から 5 年間 (表題部所有者若しくはその持分の更正の登記又は合体による登記等の申請情報及びその添付情報にあっては、受付の日から 10 年間)</u></p> <p>十一 職権表示登記等事件簿及び職権表示登記等書類つづり込み帳につづり込まれた書類に記載された情報 立件の日から 5 年間</p> <p>(新設)</p> <p>十二 土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図 (第 20 条第 3 項 (第 22 条第 2 項において準用する場合を含む。)) の規定により申請書類つづり込み帳につづり込まれたものを除く。) 永久 (閉鎖したものにあっては、閉鎖した日から 5 年間)</p> <p>十三 地役権図面 (第 21 条第 2 項において準用する第 20 条第 3 項の規定により申請書類つづり込み帳につづり込まれたものを除く。) 閉鎖した日か 10 年間</p> <p>十四～十七 (同左)</p> <p>(資格証明情報の省略)</p> <p>第 36 条 令第 7 条第 1 項第 1 号の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 申請を受ける登記所が、当該法人の登記 (当該法人の代表者の氏名及び住所を含むものに限る。第 193 条第 5 項、第 209 条第 1 項第 1 号、第 227 条第 4 項、第 238 条第 5 項及び第 243 条第 1 項において同じ。) を受けた登記所と同一であり、かつ、法務大臣が指定した登記所以外のものである場合</p> <p>(新設)</p> <p>二 支配人その他の法令の規定により登記の申請をすることができる法人の代理人が、当該法人を代理して登記の申請をする場合</p> <p>2 令第 7 条第 1 項第 2 号の法務省令で定める場合は、支配人その他の法令の規定により登記の申請をすることができる法人の代理人が当該法人を代理して登記の申請をする場合であって、申請を受ける登記所が、当該法人についての当該代理人の登記を受けた登記所と同一であり、かつ、法務大臣が指定した以外のものであるときとする。</p> <p>(新設)</p> <p>3・4 (同左)</p>

平成 20 年 7 月 22 日法務省令第 46 号による改正後	同改正前
<p>(電子証明書)</p> <p>第 43 条 令第 14 条の法務省令で定める電子証明書は、第 47 条第 3 号イからニまでに掲げる者に該当する申請人又はその代表者若しくは代理人(委任による代理人を除く。同条第 2 号及び第 3 号並びに第 49 条第 1 項第 1 号及び第 2 号において同じ。)が申請情報又は委任による代理人の権限を証する情報に電子署名を行った場合にあっては、次に掲げる電子証明書とする。ただし、第 3 号に掲げる電子証明書については、第 1 号及び第 2 号に掲げる電子証明書を取得することができない場合に限る</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(申請書等の文字)</p> <p>第 45 条 (略)</p> <p>2 前項の書面に記載した文字の訂正、加入又は削除をしたときは、<u>訂正又は削除をした文字の前後に括弧を付して、その範囲を明らかにし、かつ、訂正、加入若しくは削除をした文字の字数を欄外に記載し、その欄外の字数を記載した部分への押印又は当該訂正、加入若しくは削除をした部分への押印をしなければならない。</u>この場合において、訂正又は削除をした文字は、なお読むことができるようにしておかなければならない。</p> <p>(契印等)</p> <p>第 46 条 (略)</p> <p>2 前項の契印は、申請人又はその代表者若しくは代理人が二人以上ある場合は、その一人がすれば足りる。ただし、<u>登記権利者及び登記義務者が共同して登記の申請をするときは、登記権利者又はその代表者若しくはその代理人及び登記義務者又はその代表者若しくはその代理人の各一人がしなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(申請書に記名押印を要しない場合)</p> <p>第 47 条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 申請人又はその代表者若しくは代理人が署名した申請書について公証人又はこれに準ずる者の認証を受けた場合</p> <p>三 申請人が次に掲げる者のいずれにも該当せず、かつ、当該申請人又はその代表者若しくは代理人が申請書に署名した場合(前号に掲げる場合を除く。)</p> <p>イ (略)</p> <p>(1) 当該登記名義人が登記義務者となる権利に関する登記(担保権(根抵当権及び根質権を除く。))の債務者に関する変更の登記及び更正の登記を除く。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>信託法(平成 18 年法律第 108 号)第 3 条第 3 号に掲げる方法によってされた信託による権利の変更の登記</u></p> <p>(5) <u>仮登記の抹消(法第 110 条前段の規定により所有権に関する仮登記の登記名義人が単独で申請するものに限る。)</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 所有権以外の権利の登記名義人であって、法第 22 条ただし書の規定により登記識別情報を提供することなく当該登記名義人が登記義務者となる権利に関する登記を申請するもの</p> <p>ニ 所有権以外の権利の登記名義人であって、法第 22 条ただし書の規定により登記識別情報を提供することなく当該登記名義人が<u>信託法第 3 条第 3 号に掲げる方法によってされた信託による権利の変更の登記を申請するもの</u></p> <p>ホ 法第 21 条本文の規定により登記識別情報の通知を受けることとなる申請人</p> <p>(申請書に印鑑証明書の添付を要しない場合)</p> <p>第 48 条 (略)</p>	<p>(電子証明書)</p> <p>第 43 条 令第 14 条の法務省令で定める電子証明書は、第 47 条第 3 号イからハまでに掲げる者に該当する申請人又はその代表者若しくは代理人(委任による代理人を除く。同条第 2 号及び第 3 号並びに第 49 条第 1 項第 1 号及び第 2 号において同じ。)が申請情報又は委任による代理人の権限を証する情報に電子署名を行った場合にあっては、次に掲げる電子証明書とする。ただし、第 3 号に掲げる電子証明書については、第 1 号及び第 2 号に掲げる電子証明書を取得することができない場合に限る</p> <p>一～四 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>(申請書等の文字)</p> <p>第 45 条 (同左)</p> <p>2 前項の書面に記載した文字の訂正、加入又は削除をしたときは、<u>その字数を欄外に記載し、又は訂正、加入若しくは削除をする文字の前後に括弧を付して、その範囲を明らかにし、かつ、その字数を欄外に記載した部分又は当該訂正、加入若しくは削除をした部分に押印しなければならない。</u>この場合において、訂正又は削除をした文字は、なお読むことができるようにしておかなければならない。</p> <p>(契印等)</p> <p>第 46 条 (同左)</p> <p>2 前項の契印は、申請人又はその代表者若しくは代理人が二人以上あるときは、その一人がすれば足りる。</p> <p>3 (同左)</p> <p>(申請書に記名押印を要しない場合)</p> <p>第 47 条 (同左)</p> <p>一 (同左)</p> <p>二 申請人又はその代表者若しくは代理人が署名した申請書について公証人又はこれに準ずる者の認証を受けた場合(前号に掲げる場合を除く。)</p> <p>三 申請人が次に掲げる者のいずれにも該当せず、かつ、当該申請人又はその代表者若しくは代理人が申請書に署名した場合(前二号に掲げる場合を除く。)</p> <p>イ (同左)</p> <p>(1) 当該登記名義人が登記義務者となる権利に関する登記(担保権(根抵当権及び根質権を除く。))の債務者に関する変更の登記及び更正の登記を除き、<u>信託法(平成 18 年法律第 108 号)第 3 条第 3 号に掲げる方法によってされた信託による権利の変更の登記を含む。)</u></p> <p>(2)・(3) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 仮登記の抹消</p> <p>(5) (同左)</p> <p>ロ (同左)</p> <p>ハ 所有権以外の権利の登記名義人であって、法第 22 条ただし書の規定により登記識別情報を提供することなく当該登記名義人が登記義務者となる権利に関する登記(信託法第 3 条第 3 号に掲げる方法によってされた信託による権利の変更の登記を含む。)<u>を申請するもの</u></p> <p>(新設)</p> <p>ニ 法第 21 条本文の規定により登記識別情報の通知を受けることとなる申請人</p> <p>(申請書に印鑑証明書の添付を要しない場合)</p> <p>第 48 条 (同左)</p>

平成 20 年 7 月 22 日法務省令第 46 号による改正後	同改正前
<p>一～三 (略)</p> <p>四 申請人が前条第 3 号ホに掲げる者に該当する場合 (同号イ (6) に掲げる者に該当する場合を除く。)</p> <p>五 申請人が前条第 3 号イからニまでに掲げる者のいずれにも該当しない場合 (前号に掲げる場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>(委任状への記名押印等の特例)</p> <p>第 49 条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 申請人が第 47 条第 3 号イからホまでに掲げる者のいずれにも該当せず、かつ、当該申請人又はその代表者若しくは代理人が委任状に署名した場合</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(申請書に添付することができる磁気ディスク)</p> <p>第 52 条 (略)</p> <p>2 令第 15 条後段において準用する令第 14 条の電子証明書は、第 43 条第 1 項又は第 2 項に規定する電子証明書であつて法務大臣が定めるものとする。</p> <p>(申請の受付)</p> <p>第 56 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 受付番号は、1 年ごとに更新するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 第 110 条第 3 項 (第 144 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 119 条第 2 項、第 124 条第 8 項 (第 120 条第 7 項、第 126 条第 3 項、第 134 条第 3 項及び第 145 条第 1 項において準用する場合を含む。)、第 159 条第 2 項 (同条第 4 項において準用する場合を含む。)、又は第 168 条第 5 項 (第 170 条第 3 項において準用する場合を含む。) の通知があつた場合</p> <p>(資格者代理人による本人確認情報の提供)</p> <p>第 72 条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 運転免許証 (道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 92 条第 1 項に規定する運転免許証をいう。)、外国人登録証明書 (外国人登録法 (昭和 27 年法律第 125 号) 第 5 条に規定する外国人登録証明書をいう。)、住民基本台帳カード (住民基本台帳法第 30 条の 44 第 1 項に規定する住民基本台帳カードをいう。ただし、住民基本台帳法施行規則 (平成 11 年自治省令第 35 号) 別記様式第二の様式によるものに限る。)、<u>旅券等</u> (出入国管理及び難民認定法 (昭和 26 年政令第 319 号) 第 2 条第 5 号に規定する旅券及び同条第 6 号に規定する乗員手帳をいう。ただし、当該申請人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。)) 又は<u>運転経歴証明書</u> (道路交通法第 104 条の 4 に規定する運転経歴証明書をいう。) のうちいずれか一以上の提示を求める方法</p> <p>二 国民健康保険、健康保険、船員保険、<u>後期高齢者医療</u>若しくは介護保険の被保険者証、医療受給者証 (高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和 57 年法律第 80 号) 第 13 条に規定する健康手帳の医療の受給資格を証するページをいう。)、健康保険日雇特別被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳 (国民年金法 (昭和 34 年法律第 141 号) 第 13 条第 1 項に規定する国民年金手帳をいう。)、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳であつて、当該申請人の氏名、住所及び生年月日の記載があるものうちいずれか二以上の提示を求める方法</p>	<p>一～三 (同左)</p> <p>四 申請人が前条第 3 号ニに掲げる者に該当する場合 (同号イに掲げる者に該当する場合を除く。)</p> <p>五 申請人が前条第 3 号イからハまでに掲げる者のいずれにも該当しない場合 (前号に掲げる場合を除く。)</p> <p>2 (同左)</p> <p>(委任状への記名押印等の特例)</p> <p>第 49 条 (同左)</p> <p>一 (同左)</p> <p>二 申請人が第 47 条第 3 号イからニまでに掲げる者のいずれにも該当せず、かつ、当該申請人又はその代表者若しくは代理人が委任状に署名した場合</p> <p>三 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>(申請書に添付することができる磁気ディスク)</p> <p>第 52 条 (同左)</p> <p>2 令第 15 条後段において準用する令第 14 条の電子証明書は、第 43 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する電子証明書であつて法務大臣が定めるもの又は指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令第 3 条第 1 項に規定する指定公証人電子証明書とする。</p> <p>(申請の受付)</p> <p>第 56 条 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 受付番号は、一年ごとに更新するものとする。<u>ただし、法務局又は地方方法務局の長の許可を得て、一月ごとに更新することができる。</u></p> <p>4 (同左)</p> <p>一～三 (同左)</p> <p>四 第 110 条第 3 項、第 119 条第 2 項、第 124 条第 8 項 (第 120 条第 7 項、第 126 条第 3 項、第 134 条第 3 項及び第 145 条第 1 項において準用する場合を含む。)、第 159 条第 2 項 (同条第 4 項において準用する場合を含む。)) 又は第 168 条第 5 項 (第 170 条第 3 項において準用する場合を含む。) の通知があつた場合</p> <p>(資格者代理人による本人確認情報の提供)</p> <p>第 72 条 (同左)</p> <p>一～三 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>一 運転免許証 (道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 92 条第 1 項に規定する運転免許証をいう。)、外国人登録証明書 (外国人登録法 (昭和 27 年法律第 125 号) 第 5 条に規定する外国人登録証明書をいう。)、住民基本台帳カード (住民基本台帳法第 30 条の 44 第 1 項に規定する住民基本台帳カードをいう。ただし、住民基本台帳法施行規則 (平成 11 年自治省令第 35 号) 別記様式第二の様式によるものに限る。)) 又は<u>旅券等</u> (出入国管理及び難民認定法 (昭和 26 年政令第 319 号) 第 2 条第 5 号に規定する旅券及び同条第 6 号に規定する乗員手帳をいう。ただし、当該申請人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。)) のうちいずれか一以上の提示を求める方法</p> <p>二 国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは介護保険の被保険者証、医療受給者証 (老人保健法 (昭和 57 年法律第 80 号) 第 13 条に規定する健康手帳の医療の受給資格を証するページをいう。)、健康保険日雇特別被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳 (国民年金法 (昭和 34 年法律第 141 号) 第 13 条第 1 項に規定する国民年金手帳をいう。)、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳であつて、当該申請人の氏名、住所及び生年月日の記載があるものうちいずれか二以上の提示を求める方法</p>

平成 20 年 7 月 22 日法務省令第 46 号による改正後	同改正前
<p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(登記事項証明書の交付の請求情報等)</p> <p>第 193 条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第 2 項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 請求を受ける登記所が、当該法人の登記を受けた登記所と同一であり、かつ、法務大臣が指定した登記所以外のものである場合</p> <p>二 請求を受ける登記所が、当該法人の登記を受けた登記所と同一である登記所に準ずるものとして法務大臣が指定した登記所である場合</p> <p>6 (略)</p> <p>(筆界特定添付情報)</p> <p>第 209 条 (略)</p> <p>一 申請人が法人であるとき（筆界特定の申請を受ける法務局又は地方法務局が、当該法人の登記を受けた登記所であり、かつ、特定登記所（第 36 条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号の規定により法務大臣が指定した登記所をいう。以下同じ。）に該当しない場合及び支配人その他の法令の規定により筆界特定の申請をすることができる法人の代理人が、当該法人を代理して筆界特定の申請をする場合を除く。）は、当該法人の代表者の資格を証する情報</p> <p>二～六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(筆界特定手続記録の保存期間)</p> <p>第 235 条 次の各号に掲げる情報の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 筆界特定書以外の筆界特定手続記録に記録され、又は記録された情報 対象土地の所在地を管轄する登記所が第 233 条の規定により筆界特定手続記録の送付を受けた年の翌年から 30 年間</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(筆界特定書等の写しの交付の請求情報等)</p> <p>第 238 条 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第 2 項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 請求を受ける登記所が、当該法人の登記を受けた登記所と同一であり、かつ、特定登記所以外のものである場合</p> <p>二 請求を受ける登記所が、当該法人の登記を受けた登記所と同一である登記所に準ずるものとして法務大臣が指定した登記所である場合</p> <p>附則</p> <p>(未指定事務に係る旧登記簿)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>5 第 3 条指定を受けていない事務において登記用紙に登記官の識別番号を記録するには、登記用紙に登記官が登記官印を押印するものとする。</p>	<p>三 (同左)</p> <p>3 (同左)</p> <p>(登記事項証明書の交付の請求情報等)</p> <p>第 193 条 (同左)</p> <p>2～4 (同左)</p> <p>5 第 2 項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。ただし、請求を受ける登記所が、当該法人の登記を受けた登記所と同一であり、かつ、法務大臣が指定した登記所以外のものである場合は、この限りでない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>6 (同左)</p> <p>(筆界特定添付情報)</p> <p>第 209 条 (同左)</p> <p>一 申請人が法人であるとき（筆界特定の申請を受ける法務局又は地方法務局が、当該法人の登記を受けた登記所であり、かつ、特定登記所（第 36 条第 1 項及び第 2 項の規定により法務大臣が指定した登記所をいう。以下同じ。）に該当しない場合及び支配人その他の法令の規定により筆界特定の申請をすることができる法人の代理人が、当該法人を代理して筆界特定の申請をする場合を除く。）は、当該法人の代表者の資格を証する情報</p> <p>二～六 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>(筆界特定手続記録の保存期間)</p> <p>第 235 条 次の各号に掲げる情報の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 (同左)</p> <p>二 筆界特定書以外の筆界特定手続記録に記載され、又は記録された情報 対象土地の所在地を管轄する登記所が第 233 条の規定により筆界特定手続記録の送付を受けた年の翌年から 10 年間</p> <p>2・3 (同左)</p> <p>(筆界特定書等の写しの交付の請求情報等)</p> <p>第 238 条 (同左)</p> <p>一～四 (同左)</p> <p>2～4 (同左)</p> <p>5 第 2 項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。ただし、請求を受ける登記所が、当該法人の登記を受けた登記所と同一であり、かつ、特定登記所に該当しない場合は、この限りでない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>附則</p> <p>(未指定事務に係る旧登記簿)</p> <p>第 4 条 (同左)</p> <p>5 第 3 条指定を受けていない事務において登記用紙に登記官の識別番号を記録するには、登記用紙に登記官が登記官印を押印するものとする。</p>

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成 20 年 6 月 2 日付
東京 7504 佐川 敦 埼玉 2419 綿引 祐一
千葉 2036 松田 修 長野 2535 田仲 篤司
新潟 2145 若杉 裕生 新潟 2146 内山 直樹
大阪 3035 中川 幸明 大阪 3036 今村健太郎
大阪 3037 黒下 寛泰 大阪 3038 阪本 征仁
京都 799 廣瀬 友人 愛知 2678 梅沢 宏樹
山口 927 竹安 正信 山口 928 横山 好信
岡山 1324 前西 賀仁 宮崎 766 川崎 雅人
香川 676 谷 佳彰
平成 20 年 6 月 10 日付
茨城 1388 張替 正 大阪 3040 古谷 博
兵庫 2329 岩見 逸夫 兵庫 2330 春名 英信
兵庫 2331 釜江 健太 滋賀 403 伊藤 陽介
福井 418 澤本 勝紀 石川 633 山副 竜朗
岩手 1117 佐藤 勝也 青森 742 大柳 錦也
札幌 1129 棚橋 克人
平成 20 年 6 月 20 日付
東京 7506 吉野 貢 東京 7507 中島 康裕
神奈川 2808 奥 匡史 神奈川 2809 佐々木謙一
京都 800 柿添 英男 岐阜 1189 藤澤 哲郎
宮崎 767 殿所 大幸 沖縄 464 北城 力
青森 743 小山内直人

登録取消し者は次のとおりです。

平成 20 年 4 月 24 日付 和歌山 257 谷口 正
平成 20 年 5 月 3 日付 新潟 1695 菅井 金吾
平成 20 年 5 月 5 日付 沖縄 111 崎原 正治
平成 20 年 5 月 18 日付 函館 73 竹原 一行
平成 20 年 5 月 22 日付 秋田 847 金沢 俊幸
平成 20 年 5 月 29 日付 神奈川 2252 大内 邦彦
平成 20 年 5 月 31 日付 神奈川 392 立林 茂治
平成 20 年 6 月 2 日付
東京 4395 常石 利次 東京 4917 鳥海 一八
神奈川 2701 梅澤 実 茨城 1147 青葉 武美
愛知 1586 桐崎 利昭 宮城 857 今野 久
平成 20 年 6 月 10 日付
東京 5386 平野 吉一 神奈川 1879 井上 昌之
神奈川 2082 宮原真三美 神奈川 2275 小泉 鉄夫
神奈川 2691 永井 琢巳 千葉 1424 寺村 一郎
大阪 2189 朝日 明 福岡 1363 石井 滋人
福岡 1481 大藪 弘法 長崎 340 高橋 照市
札幌 555 関根 文子
平成 20 年 6 月 20 日付
東京 6556 茂岡 義明 神奈川 1991 宮下 房人
埼玉 2024 吉田 英樹 札幌 948 肥吾 正勝
香川 563 森 泰三



地球年 水上陽三

ビッグエッグ早や二十年梅雨に入る
穢れなき樹頭の一花泰山木
梅雨茸の丸きはきゅうと踏まれたる
小銭にて足りる薬料夏つばき
四万六千日東の間の地球年

雑詠 水上陽三選

岐阜 深谷健吾

湖よりの風をさそひて浜風鈴
継ぎ足して子孫孫の鰻垂れ
軽鳧の子を連れて皇居へお引越し
鶺鴒らしの馴れし鶺鴒川でダイエツト
砂日傘みな太平洋へ足に向け

愛知 清水正明

大花火空の広さを測りけり
銀傘を揺らすプレーヤ雲の峰
郡上踊り水に溶けゆく下駄の音
青苔の根石に古るる北の庄
暮れ泥む声を洩らして秋の蟬

岐阜 堀越貞有

伝言をチラシの裏に電波の日
静かさに納屋の燕の巢を覗く
落し文まだ枝先に日永かな
軒下に薪高々と鮎の宿
南洋にサイクロン生れ早苗月

東京 黒沢利久

先達の業務廃止も花のころ
仏壇に陸奥のいろさくらんぼ
溪流は雑木に甘え卯月かな
息災の声挙げてある墓
人の来る径をよろこび合歡の花

茨城 島田操

広辞苑開きしままに梅雨籠り
子等の数確かめてより水菓買ふ
記念碑の竣工なりぬ青田中
晩酌は一合で足る胡瓜もみ
切れ味は指裏で見て草を刈る

埼玉 井上晃一

亡き妻の働く写真夏帽子
父の日や亡父の齡すでに越ゆ
親の羽音で口開く燕の子

今月の作品から

深谷健吾

軽鳧の子を連れて皇居へお引越し

軽鳧の子は、軽鴨の子で各地で見られるが、この句は都心の皇居に近い大手町のホテルの池で孵った子供を連れて皇居の濠へ移動するところを詠んだものである。現在もこの光景が見られるのかどうかは知らないが、数年前はぞろぞろと皇居前の車道を横断する軽鳧の可愛らしい行進がニュース

として報じられ、地下鉄の竹橋駅には見学者に対する出口の案内まで出た程であった。このように心を癒される光景を目にしたいものである。

清水正明

大花火空の広さを測りけり

大花火の爆ぜる明るさによって空の広さを測ろうとする作者の思いがストリートに伝わってくる。昼間見る空は茫洋として限りないが、花火によって明らかとなる空の広さは、照らされる範囲が空の深さだと作者は思うのである。無限も、有限もともに作者の詩心になつているのである。

堀越貞有

伝言をチラシの裏に電波の日

電波の日は六月一日。宇宙を交錯して輻射する電波を詠んだ俳句は非常に多い。まして小学生の低学年に至るまで携帯電話を所持しながら、些細な伝言もメールで送受し合うご時世である。この句はその様な現代の世相を逆手にとった諧謔のある面白い作品である。

井上晃一

亡き妻の働く写真夏帽子

すでに亡き夫人を偲んだ作品は恋々たる作品の多い中で、元気で働く写真を見て偲ぶ様子が人の世の哀れを誘う。焦点を夏帽子に絞って全体を明るく仕上げたのも好ましい。

国民年金基金は税制上 とても優遇されています!!

～知らないと損する、加入しないと損するくらい手厚い公的な年金制度です～



土地家屋調査士国民年金基金

掛金も受け取る年金もどちらも有利な取扱い

国民年金基金は、掛金も受け取る年金も税制上でとても有利な取扱いとなっています。これはそもそも、国民年金基金が土地家屋調査士を始め自営業者の方々をバックアップするための制度として作られたものだからです。

今回はおさらいの意味で、基金と税金に関するお得な情報をお伝えします。

■ 知ってました？ 掛金は全額「社会保険料控除」の対象です

■ 毎月5万円の年金を受け取るプラン(35歳0月の男性の場合)

	国民年金基金	生命保険会社の個人年金
年金(月額)	5万円 (国民年金に上乗せされる金額)	5万円
掛金(月額)	27,800円 (A型3口)	31,080円
年間掛金総額*	333,600円 (27,800円×12=333,600円)	372,960円 (31,080円×12=372,960円)
年間の所得控除額	333,600円	最高5万円

*年間816,000円までは自由な設計が可能!!

全額が
「社会保険料控除」

残りの金額は
課税の対象

■ 掛金が全額所得控除だと、どうなるのでしょうか…？

民間の個人年金では、5万円までしか所得控除が受けられませんが、基金に納める掛金は全額「社会保険料控除」として所得控除が受けられます。所得税や住民税がかからないため、税金の負担が軽減されます。上図の35歳0月の男性を例に、このメリットについて考えてみましょう。

参考

1) 課税所得とは、所得から各種の所得控除を差し引いたものです。

所得 - 所得控除 = 課税所得

(雑損控除、医療費控除、**社会保険料控除**、生命保険料控除、扶養控除、基礎控除など)

2) 課税所得に応じて、税率はそれぞれ異なります。

【所得税の税額表】

課税所得	税率
195万円以下	5%
195万円超330万円以下	10%
330万円超695万円以下	20%
695万円超900万円以下	23%
900万円超1,800万円以下	33%
1,800万円超	40%

【住民税(所得割)*の税額表】

課税所得	税率
200万円以下	10%
200万円超700万円以下	10%
700万円超	10%

*道府県民税(都民税含む)+市(区)町村民税の税率(標準税率)

モデルケース

Kさん（35歳0月男性、A型3口加入、年間掛金総額333,600円の場合）
課税所得600万円で税率30%（所得税20%、住民税10%）を想定

Kさんが国民年金基金に加入していない場合

所得控除は受けられないため、課税所得600万円には税率30%がかかりますので、1,800,000円を納税することになります。

Kさんが国民年金基金に加入している場合

所得控除が受けられるため、「確定申告」によって、年間掛金総額333,600円×税率30%＝100,080円の金額が返ってきます。つまり、1,800,000円－100,080円＝1,699,920円の納税額で済むことになります。

これから、60歳までの25年間国民年金基金に加入していくと……

実際の掛金総額 834万円 333,600円（年間掛金総額）×25年間分	－	節税額 約250万円 100,080×25年分	=	実質的な掛金総額 約584万円
--	---	-------------------------------	---	--------------------

実際の掛金総額は約834万円ですが、所得控除によって約250万円の額が手元に残ることになるので、この25年分の節税額を差し引いた約584万円が、実質的な掛金総額といえます。

所得控除（社会保険料控除）は2月16日から3月15日までの「確定申告」の際に、「社会保険料控除証明書」を添付することによって受けられます。土地家屋調査士国民年金基金からは、毎年年末に加入者あてに「社会保険料控除証明書」を送付していますので、必要書類と一緒に大切に保管してください。

■ 知ってました？ 受け取る年金には「公的年金等控除」が適用されます

国民年金基金からの年金は、雑所得として所得税・住民税の課税対象となりますが、公的年金等控除の対象となり、税金が大幅に軽減されます。また、遺族が受け取る「一時金」は全額非課税となります。

国民年金基金についてのお問い合わせは

土地家屋調査士国民年金基金

〒112-0013 東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2階205号

もっと詳しく知りたいあなたは ▶▶▶ ☎ 0120-145-040

ホームページであなたの年金額が試算できます！
いますぐアクセス！！ ▶▶▶ HP <http://www.chosashi-npf.or.jp/>

土地境界基本実務Ⅴ 「境界鑑定Ⅴ(筆界の特定技法)」

発刊のお知らせ

平成18年7月31日刊行 A4判並製カバー装箱入 285頁 会員頒布価格2,000円(税込、送料込)

各 位

土地境界基本実務叢書の続編、第Ⅴ巻「筆界の特定技法」を発刊しましたので、御案内いたします。

日本土地家屋調査士会連合会

■ 発刊に際して(抄) ■

日本土地家屋調査士会連合会

会長 松 岡 直 武

日本土地家屋調査士会連合会は平成13年に土地境界基本実務叢書の具体的編集作業に着手し、Ⅰ部の境界鑑定(基本実務)を中心とした全4分冊の叢書編集を行い、Ⅱ部には「土地法制」、Ⅲ部には「地租改正報告」、Ⅳ部には「判例・先例要旨」とする図書を平成14年10月に発刊した。以後、連合会はこれらの図書を利用した土地境界基本実務(境界鑑定講座)研修を実施し、併せて各単位会においても継続した会員研修を実施することを要請し、境界の専門家としての専門的知識の習得に努めてきた。

平成16年6月18日には105年ぶりに不動産登記法が全面改正(法律第123号、平成16年6月18日公布、平成17年3月7日施行)され、続けてその直後の平成17年4月13日には法律第29号として「不動産登記法等の一部を改正する法律」が公布されたことにより、筆界特定制度の創設と土地家屋調査士法の一部改正による筆界特定の手続代理関係業務、土地の境界をめぐる民間紛争解決手続代理関係業務等が土地家屋調査士法第3条の業務に新たに加えられるに至った。(中略)

今回発刊する「土地境界基本実務Ⅴ」(筆界の特定技法)は、筆界特定の手続代理関係業務での代理人、筆界調査委員、あるいは民間紛争解決手続代理関係業務での代理人、鑑定人、補佐人、さらには裁判所における鑑定人として、事件をどのように読み取りどう理解するか、当該事件で当事者が求めている主張をどのような資料をもってどう分析し争点の整理をしていくのか、そしてどのような解決に結びつけていくのかなど、「土地境界基本実務Ⅰ」を基本とした筆界の特定技法をさらに深く掘り下げたものとして発刊するものである。

既発刊図書と共に各位の日常業務の一助となれば幸甚である。

境界鑑定V（筆界の特定技法）主な目次

第1章 筆界の特定技法

- 第1節 筆界の特定技法とは
- 第2節 筆界の特定技法と必要な諸能力
- 第3節 「筆界の特定要素」と「筆界の特定技法」のかかわり

第3章 特定技法の能力

- 第1節 調査技法
- 第2節 分析技法
- 第3節 判断技法
- 第4節 表現技法

第2章 筆界の特定要素

- 第1節 不動産登記法の求める筆界の特定要素とは
- 第2節 筆界の特定要素から得られる情報

第4章 事例から学ぶ

鑑定事例から「筆界の特定技法」を見る
鑑定事例1～鑑定事例6

■ 土地境界基本実務叢書《既刊》の御案内 ■

- 土地境界基本実務Ⅰ 境界鑑定Ⅰ（基本実務）
- 土地境界基本実務Ⅱ 境界鑑定Ⅱ（土地法制）
- 土地境界基本実務Ⅲ 境界鑑定Ⅲ（地租改正報告）
- 土地境界基本実務Ⅳ 境界鑑定Ⅳ（判例・先例要旨）

平成14年10月刊，B5判，4巻1セット，箱入
会員頒布価格8,400円（税込，送料込）

書籍申込書

所属土地家屋調査士会行

※この申込書は所属土地家屋調査士会に提出してください※

① 土地境界基本実務V「境界鑑定V（筆界の特定技法）」(2,000円・税込、送料込)	部
② 既刊4冊セット（8,400円・税込、送料込）	セット
所属会名	
氏名	
送付先	〒
TEL	

ご記入いただいたお名前、ご住所等は、ご注文いただいた商品の発送以外の目的には使用いたしません。

6月

16～17日

日調連第65回定時総会

<議案>

- 第1号議案 (イ)平成19年度一般会計収入支出決算報告承認の件
(ロ)平成19年度特別会計収入支出決算報告承認の件
- 第2号議案 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)審議の件
- 第3号議案 日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部改正(案)審議の件
- 第4号議案 平成20年度事業計画(案)審議の件
- 第5号議案 (イ)平成20年度一般会計収入支出予算(案)審議の件
(ロ)平成20年度特別会計収入支出予算(案)審議の件
- 第6号議案 日本土地家屋調査士会連合会会則別紙[第72条(会費)関係]の改正(案)審議の件

7月

1～2日

第2回研修部会

<協議事項>

1. 土地家屋調査士専門職能継続学習(土地家屋調査士CPD)制度の稼働について
2. 土地家屋調査士研修制度基本要綱及び研修体系の整備について
3. 平成20年度ブロック新人研修の開催について
4. 各種委員について
5. その他

2日

第1回特別研修運営委員会

<協議事項>

1. 第3回土地家屋調査士特別研修の総括について
2. 第4回土地家屋調査士特別研修の準備及び運営について
3. その他

3日

第2回認証局運営委員会

<協議事項>

1. 日調連特定認証局監査について
2. その他

第2回オンライン申請促進PT会議

<協議事項>

1. オンライン申請促進について
2. XML土地所在図等作成ソフトの構築について
3. 登記識別情報の制度について
4. オンライン申請関係の掲示板設置について
5. 「オンライン登記推進室」の設置について
6. その他

8日

第3回広報部編集会議(電子会議)

<協議事項>

1. 会報について
2. 広報ツール(パンフレット等)の制作について
3. 広報担当者会同の内容について
4. 地籍学会(発会式含む)創設の準備に対応した広報活動について
5. 後継者育成事業について
6. 映画「剣岳 点の記」について
7. 日調連ホームページ「会員の広場」の運営について
8. 次回会議の日程について

10日

第3回正副会長会議

<協議事項>

1. 第2回理事会の対応について
2. その他

10～11日

第2回理事会

<審議事項>

1. 制度対策本部「調査士法人に関する規程等検討委員会」の組成について
2. 制度対策本部「地区対策室」の設置について
3. 制度対策本部「UR機構未登記対応PT」の組成について
4. 制度対策本部「オンライン登記推進室」の組成について
5. 平成20年度各種委員会等委員の選任について
6. 第4回土地家屋調査士特別研修の実施計画について
7. 日調連事務局の職員人事について

<協議事項>

1. 平成20年度第1回全国ブロック協議会長会同の対応について
2. 平成20年度各部事業計画の重点施策と目標について

第2回理事会業務監査

12日

第2回日調連ADRセンター会議

<協議事項>

1. 日調連ADRセンター運営について
2. 日調連と法務省大臣官房司法法制部との連携について
3. 日調連ADRセンターへの各会に対する体制について
4. ADRをテーマとする担当者会同、シンポジウム等の開催について
5. 日調連センター規定について
6. 統計資料の収集等について
7. ADRパンフレットの作成について
8. その他

ブロック新人研修開催公告

平成20年度ブロック新人研修を下記のとおり開催いたします。

関東ブロック協議会

記

開催日時	平成20年9月13日(土)正午	開始
	平成20年9月14日(日)午後5時	終了
開催場所	東京都荒川区東日暮里5-50-5	
	[ホテルラングウッド] 電話 03-3803-1234	
申込手続		
受付期間	所属の土地家屋調査士会事務局へお問い合わせください。	
申込先	所属の土地家屋調査士会事務局	
受講対象者	受講対象会員へは、各土地家屋調査士会から通知済です。	

編集後記

◎去る平成20年8月1日。国の出先機関の抜本的な改革を検討している政府の地方分権改革推進委員会(委員長:丹羽宇一郎/伊藤忠商事会長)は、年末にまとめる第二次勧告に向けた基本方針となる中間報告を正式決定しました。これは、地方分権の観点から出先機関の事務や権限を大幅に見直し、必要性のない組織の廃止や統合を検討するといったものです。その上で、出先機関の事務や権限を地方自治体へ移す際には、当然の事ですが、職員の削減や合理化を図り、専門性を備えた人材、必要な財源確保が明記されました。

見直しに当たって、国と地方の仕事が重なる二重行政の解消に向けた、事務・権限の①廃止、②地方への移譲③本省への移管④存続~の4種類の整理・検討がなされます。この結果、事務・権限がなくなる出先機関については完全廃止。また、現地での対応が必要な一部の事務・権限は存続を認め、府省を超えた総合的な出先機関を設置し、都道府県単位の出先機関をブロック単位に統合する等の諸政策も視野に入れての検討となっています。

◎格差社会は、一億総中流意識から深刻化する二極化を発生させています。“富み”と“貧困”。確かにグロー

バリゼーションは、消費者に対して多くの恩恵をもたらしました。規制緩和が良い例です。その反面副作用としてのコストカットに多くの労働者が巻き込まれ、派遣社員、フリーターといった社会状況を生んできました。豊かで安心、安全な国策を目標に、行政改革、司法制度改革と改革途中での修正事項により、更なる波動、余波が今後も生じることでありましょう。制度改革には何が必要不可欠なのでしょうか？

『社会起業家に学べ!』(アスキー新書)では、意識改革による新たな提案、新しいスキームづくりが模索・実践されています。社会問題の解決を目指す取組み、その熱き思い、挑戦が取り上げられている。具体的な事案として、過疎化する地域再生を目指した取組み、或いは、環境、技術等の専門性を活かしてビジネスを通じ発展途上国を支援する取組みが掲げられています。その根底に存するのは利益優先の思考ではなく、社会貢献に取り組む姿勢でした。

ボトムアップへの変革こそ、明日の制度を語る上で必要不可欠な要素ではないでしょうか。

広報部次長 川本 達夫

土地家屋調査士

発行者 会長 松岡 直武

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話: 03-3292-0050 FAX: 03-3292-0059
URL: <http://www.chosashi.or.jp> E-mail: rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)



日本土地家屋調査士会 連合会特定認証局

平成 18 年 1 月から土地家屋調査士の電子認証カード（IC カード）を発行していますが、多くの会員から本 IC カード及び関連する事項に係る質問や照会を受けたことから、本稿にて Q & A 形式で説明します。

Q1. 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局（以下「日調連認証局」）が発行する IC カードをなぜ取得する必要があるの？

Q2. どうすれば IC カードを取得できるの？

認証局が発行する電子証明書は、ネット等の世界において「土地家屋調査士の職印」に相当するもので、オンライン登記申請や土地家屋調査士が業として作成したデータ（一部署名できないものもあります。）に署名する場合等に使うんだ。

ハカル君

次のページから「電子証明書の取得方法」、「オンライン登記申請の準備方法」及び「電子証明書の再発行方法」など様々な手続の説明をしているので、よく読んで申し込んでね。

トウコさん

特定認証局を自前で構築し、ICカードを全員が所持することは、オンライン申請に対応できる組織としての能力があることを宣言する第一歩だよ！



モゲ

【新不動産登記法が要求している 3 本柱】

新不登法は、以下の 3 点を土地家屋調査士に問いかけていると言えます。

- 1) オンライン申請に対応できる能力を保持しているか？
- 2) 他省庁と共に地図整備やその維持管理に民間人として協力する意思と能力を充足しているか？
- 3) 専門家として蓄積した知識や能力を、紛争の解決に役立てる能力を評価できる仕組みを備えているか？

土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局では、平成18年1月から土地家屋調査士電子証明書(以下「ICカード」という。)の発行作業を行っており、これまでの運用において、会員の皆様から頂戴した照会・質問等を取り纏めたうえで、同証明書の発行に係る会員の皆様への補足説明等を下記①～③に記載しますのでご参照ください。

① ICカードの申込時

電子証明書の発行は次の2通りの方法で行っております。

【通常発行】

新入会員の皆様を中心に、月500枚を目安に順次連合会から申込書を送付しております。

なお、連合会が申込書を送付するフェーズから、会員の皆様が証明書を取得するまでの流れについては、「電子証明書を取得するまでの流れ(iiページ)」を参照ください。

【希望者枠発行】

詳細は、「土地家屋調査士電子証明書の希望者配布について(iiiページ)」を参照ください。

② ICカードを受領した場合

上記①により会員の皆様がICカードを受領された場合、その郵便物(ICカード一式)の説明については、「土地家屋調査士電子証明書の同封物について(iiiページ)」を参照ください。

また、同ICカードを使用してオンライン登記申請を行う場合の事前準備等の説明については、「オンライン登記申請を実施するまでの準備について(ivページ)」を参照ください。

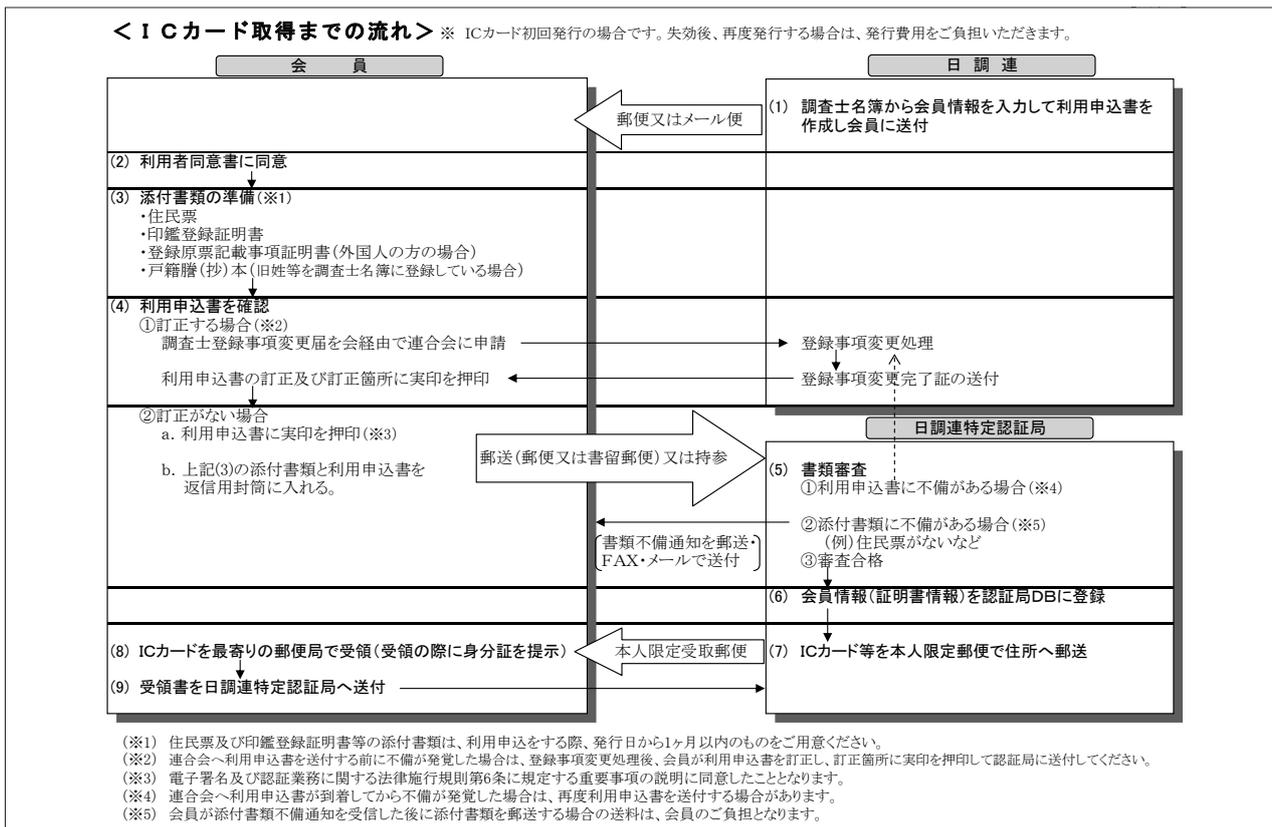
③ ICカードを再発行する場合

一度取得したICカードを、調査士登録事項変更や、ICカードの紛失等により失効した場合の再発行の仕様・手順等については、「土地家屋調査士電子証明書の再発行に係る案内について(ivページ)」を参照ください。

電子証明書を取得するまでの流れ

会員における電子証明書利用申込からICカード発行までの流れは、下記の(1)～(9)のとおりです。

ただし、下記流れは認証局運用開始後第1回目に発行するときのものです。(平成18年1月現在)



土地家屋調査士電子証明書の希望者配布について

当連合会では、オンライン登記申請時の土地家屋調査士資格の証明に必要な「ICカード」の発行を平成18年1月から開始しています。

希望者枠発行については、下記の要領により連合会までお申し込みください。

なお、市町村合併により土地家屋調査士名簿の住所・所在地に変更が生じる会員については、速やかに調査士会の方でとりまとめのうえ、連合会へ事項変更の申請を並行して行っております。よって、当該会員への利用申込書の発送は、同事項変更完了後となりますのでこの旨ご了承ください。

記

【希望者枠発行の申込方法】

任意の様式に、「土地家屋調査士電子証明書発行希望」の旨と以下の項目を記入の上、メール(ca-info@chosashi.jp)、FAX (03-3292-0059)及び郵送(〒101-0061 東京都千代田区三崎町 1-2-10 土地家屋調査士会館 日本土地家屋調査士会連合会 特定認証局 行)にてお申し込みください。

- 所属会名 ○ 所属支部名 ○ 登録番号 (半角) ○ 氏名
- 事務所所在地 (郵便番号も記入) ○ Mail (半角) ○ Tel (半角)

全国のどなたでも、直ちに申込み可！まず、ICカードを取得することから始まるオンライン

《この文書はICカードのお申し込み後にご覧ください。》

土地家屋調査士電子証明書の同封物について

会員の皆様を受領されるICカードは、下図①～④のような一式となっておりますので、各項目について説明いたします。

- ① 下記②～④が入っている封筒
- ② ICカード受領書

次の作業を行ってから、下記③の封筒に入れて連合会へ送付ください。

- ・ 自署 (氏名)
- ・ 実印を押印
- ・ ICカードの券面に記入されている登録番号を記入 (最初の000は省略)

- ③ 受領書返送用封筒

- ④ PIN封筒

ICカードのPINコード (パスワード) が記載されている封筒です。このPINコードはICカードにて署名する際に必要なものですので大切に保管ください。また、PINコードを15回以上ミス(入力等)するとICカードが使えなくなりますのでご注意ください。(この場合は、そのICカードを失効して新規ICカードを再発行する手続きとなります。)



オンライン登記申請を実施するまでの準備について

今、日本土地家屋調査士会連合会特定認証局は、全国の会員に等しく利用していただけるよう、着々とカード発行手続を進めております。

会員の皆様がICカードを受領されてから、オンライン登記申請を行うための準備事項として、下記のとおりお知らせします。

記

1. オンライン登記申請マニュアルCDの準備

オンライン登記申請を行うための準備からオンライン登記申請の方法までを説明したマニュアルです（平成18年3月下旬に各会に会員数分を送付済）。オンライン登記申請に必要な各種ソフト・ドライバ等も収録していますが、平成18年1月版ですので、法務省HP及び日調連HP等で最新のものをダウンロードすることを奨励します。

2. ICカードR/W(カード読取リーダー)の準備

[<http://www.chosashi.or.jp/repository/03ICcard/ICcard.htm>] を参考に、適切なICカードR/Wをご準備ください。

3. オンライン登記申請に必要な各種ソフト及びドライバ等のインストール・設定

オンライン登記申請マニュアルCDにも収録していますが、同CDは平成18年1月版ですので、法務省HP(<http://shinsei.moj.go.jp/usage/zyunbi.html>) 及び日調連HP (<http://www.chosashi.or.jp/repository/>) 等で最新のものをダウンロードして設定等ください。なお、設定・準備については、同CDの1「準備編」を参考にしてください。

土地家屋調査士電子証明書の再発行に係る案内について（お願い）

平成18年1月からICカードの発行を開始し、平成20年6月末日現在で8,413枚のICカードを全国の会員へ発行しているところであります。

ところで、ICカードの発行については、特定認証局に係る特別会費を毎月1,000円ずつ全会員に負担いただいていることから、各会員に対する1回目の発行は無料で行っています。しかし、土地家屋調査士名簿の事項変更等により、ICカードを失効した場合の当該会員への2回目の発行については、下記「ICカード発行費用の支払い方法」のとおり費用負担をいただくこととしております（日調連特定認証局HP (http://www.chosashi.or.jp/repository/n_kisoku.pdf) に掲載の「日調連特定認証局規則」を参照）。

さらに、ICカード発行については、平成17年度第62回連合会定時総会において「改正不動産登記法の立法の趣旨を受け、全会員で土地家屋調査士制度を維持、発展していくことを目的に、証明書を全会員配布とする。」ことが決議されておりますので、この趣旨のご理解をよろしく願います。

ICカード発行費用の支払い方法

1 振込金額（証明書1枚当たり）

- ・H18.1月～H23.12月 : 5,000円（税込）
- ・H24.1月以降 : 10,000円（税込）

2 振込先等の情報

- ・金融機関名 : みずほ銀行
- ・支店名 : 江戸川橋支店
- ・振込先名義 : 日本土地家屋調査士会連合会
会長 松岡直武
- ・口座 : 普通
- ・口座番号 : 1018169
- ・振込者名 : 口座名義ではなく下記(※)の数字7桁を入力
(※)会番号2桁(※)+登録番号5桁(例:東京会の1番の場合、0100001)なお、会番号は、別添「会番号一覧表」を参照

3 ICカード発行費用の支払い方法

上記1の金額を上記2の要領で振込み、その振込み用紙及び領収書等の控のコピーを利用申込書の送付時に同封する。

【会番号一覧表】

会名	会番号	会名	会番号	会名	会番号
東京	1	愛知	18	宮崎	35
神奈川	2	三重	19	沖縄	36
埼玉	3	岐阜	20	宮城	37
千葉	4	福井	21	福島	38
茨城	5	石川	22	山形	39
栃木	6	富山	23	岩手	40
群馬	7	広島	24	秋田	41
静岡	8	山口	25	青森	42
山梨	9	岡山	26	札幌	43
長野	10	鳥取	27	函館	44
新潟	11	島根	28	旭川	45
大阪	12	福岡	29	釧路	46
京都	13	佐賀	30	香川	47
兵庫	14	長崎	31	徳島	48
奈良	15	大分	32	高知	49
滋賀	16	熊本	33	愛媛	50
和歌山	17	鹿児島	34		